

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 25 年 3 月

北 方 町

目 次

第 1 章 基本方針	1
1. 策定の趣旨	1
2. 位置づけ	2
3. 対象区域	3
4. 対象とする廃棄物	3
5. 目標年度	4
第 2 章 基本的事項	5
1. 本町の概況	5
2. 自然的状況	6
(1) 気象	6
(2) 水象	7
3. 人口動態	8
(1) 人口及び世帯数	8
(2) 人口の年齢構成	9
4. 産業の動向	11
(1) 産業別就業人口	11
(2) 農業	14
(3) 商業	15
(4) 工業	17
5. 関連計画	18
(1) 岐阜県廃棄物処理計画	18
(2) 北方町総合計画	19
第 3 章 ごみ処理の現状	20
1. ごみ処理体制	20
(1) 分別区分	20
(2) ごみ処理フロー	21
(3) 収集・運搬	22
(4) 中間処理施設の概要	22
(5) 最終処分場の概要	25
2. ごみ処理の実績	26
(1) ごみ区分の定義	26
(2) ごみ総排出量の推移	27

(3) 1人1日ごみ総排出量の推移	28
3. ごみ排出抑制	29
(1) 集団回収	29
(2) ごみ堆肥化	29
4. 資源化量及びリサイクル率の推移	30
5. 焼却処理の実績	31
6. ごみの性状	32
7. 最終処分の実績	33
8. 温室効果ガス排出量の状況	34
9. ごみ処理の評価	35
(1) 廃棄物の発生《循環型社会づくり》	36
(2) 廃棄物の再生利用《循環型社会づくり》	37
(3) エネルギーの回収・利用《循環型社会づくり》	38
(4) 最終処分《循環型社会づくり》	39
(5) 温室効果ガスの排出《地球温暖化防止》	40
(6) 廃棄物処理サービス《公共サービス》	41
(7) 人口1人あたりの処理費用《費用対効果》	43
(8) 最終処分減量に要する費用《費用対効果》	44
10. ごみ処理の課題	45
(1) 排出抑制	45
(2) 収集・運搬	45
(3) 中間処理	45
(4) 最終処分	46
(5) 不法投棄対策	46
(6) 情報発信と具体的な行動	46
11. ごみ処理行政の動向	47

第4章 ごみ処理基本計画 49

1. 基本の方針	49
2. ごみの排出抑制・再資源化に関する目標	50
(1) ごみ排出量の削減目標	50
(2) リサイクル率の目標	50
(3) 最終処分量の削減目標	51
3. ごみの排出抑制のための方策に関する事項	52
(1) 行政の役割	52
(2) 住民の役割	53

(3) 事業者の役割	54
4. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	55
5. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	56
(1) 収集・運搬計画	56
(2) ごみ処理フロー	57
(3) 中間処理計画	58
(4) 最終処分計画	58
6. ごみの発生量及び処理量の見込み	59
(1) 人口の将来予測	59
(2) ごみ総排出量と人口1人1日あたりごみ総排出量の将来予測	60
(3) リサイクル率の将来予測	62
(4) 最終処分量の将来予測	63
7. ごみの処理施設の整備に関する事項	64
8. その他ごみの処理に関し必要な事項	64
(1) 北方町ごみ減量等推進協議会	64
(2) 災害対策	64
(3) 不適正排出対策及び不法投棄防止対策	64

第5章 計画の推進 65

1. 地球温暖化防止への配慮	65
2. 計画のスケジュール	66
3. 計画の推進と公表	66

資料編

資料1 人口の予測	資1
資料2 人口1人1日あたり収集ごみ量の予測	資2
資料3 1日あたり直接搬入ごみ量の予測	資15
資料4 1日あたり集団回収量の予測	資30
資料5 ごみ処理の実績及び予測	資35
資料6 ごみ分別意識調査結果	資38

第1章 基本方針

1. 策定の趣旨

我が国は、社会経済の発展と生活様式の変化に伴い、物質的豊かさや利便性を手に入れてきた一方で、その大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、化石燃料等の天然資源の枯渇や環境負荷の増大といった社会問題を引き起こしてきました。そのため、我が国が持続的に発展するためには、現在の社会経済システムを根本的に改め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した「循環型社会」に転換していく必要があります。

国は、循環型社会形成推進基本法をはじめとして、各種の廃棄物・リサイクル関係法令を制定・改正するなど、循環型社会に向けた法整備を進めてきており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という)においても、廃棄物の排出抑制、再生利用等を図るように位置づけています。

市町村は、廃棄物処理法の第6条第1項に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、当該市町村の区域内の一般廃棄物の適正な処理・処分を行うため、一般廃棄物処理計画を定めることが義務づけられています。

北方町(以下、「本町」という。)では、廃棄物の発生・排出抑制、再資源化、適正処理を推進することが必要であることから、平成19年度に一般廃棄物(ごみ)処理計画(以下、『一次計画』という。)を策定しました。

一次計画では、5年ごとに見直しを行うほか、社会情勢の変動があった場合や国や岐阜県における方針の変更があった場合には見直しを行うこととしており、一次計画が5年を経過していることに加え、平成20年6月には「ごみ処理基本計画策定指針」が改訂されたこともあり、本町では、廃棄物行政を取り巻く社会情勢に対応し、長期的・総合的な循環型社会システムの構築を目指すために、一般廃棄物(ごみ処理)基本計画(以下、「本計画」という。)を策定します。

2. 位置づけ

本計画は、本町が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めるものです。

本計画と関連計画との位置づけを整理すると図1-1、図1-2に示すとおりであり、本計画は、本町の第6次総合計画で示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す廃棄物処理の方針や循環型社会形成推進基本法の趣旨に則った計画です。

ごみ問題への対応策は、単にごみだけを独立させて議論できるものではなく、その背景にある経済や社会の構造や枠組みといった問題、さらには一人ひとりの生き方、生活様式にかかる問題として、環境保全、資源循環という視点から取り組んでいく必要があります。

限りある自然、資源、環境と共生できる資源循環型・環境保全型の都市を構築していくことを町民、事業者、行政の共通目標として確認するとともに、本計画によりごみの排出抑制・適正処理を行っていくこととします。

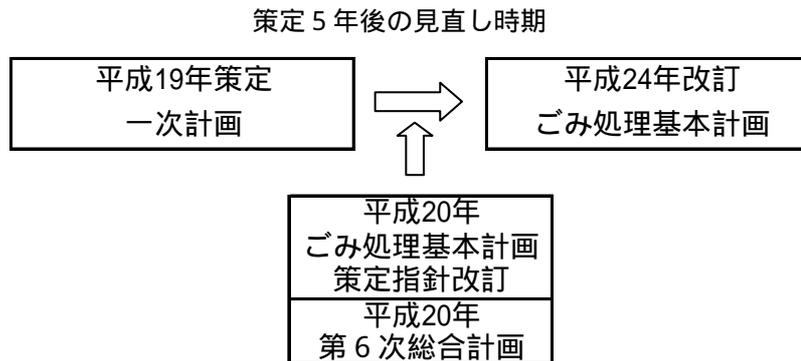


図1-1 策定の位置づけ

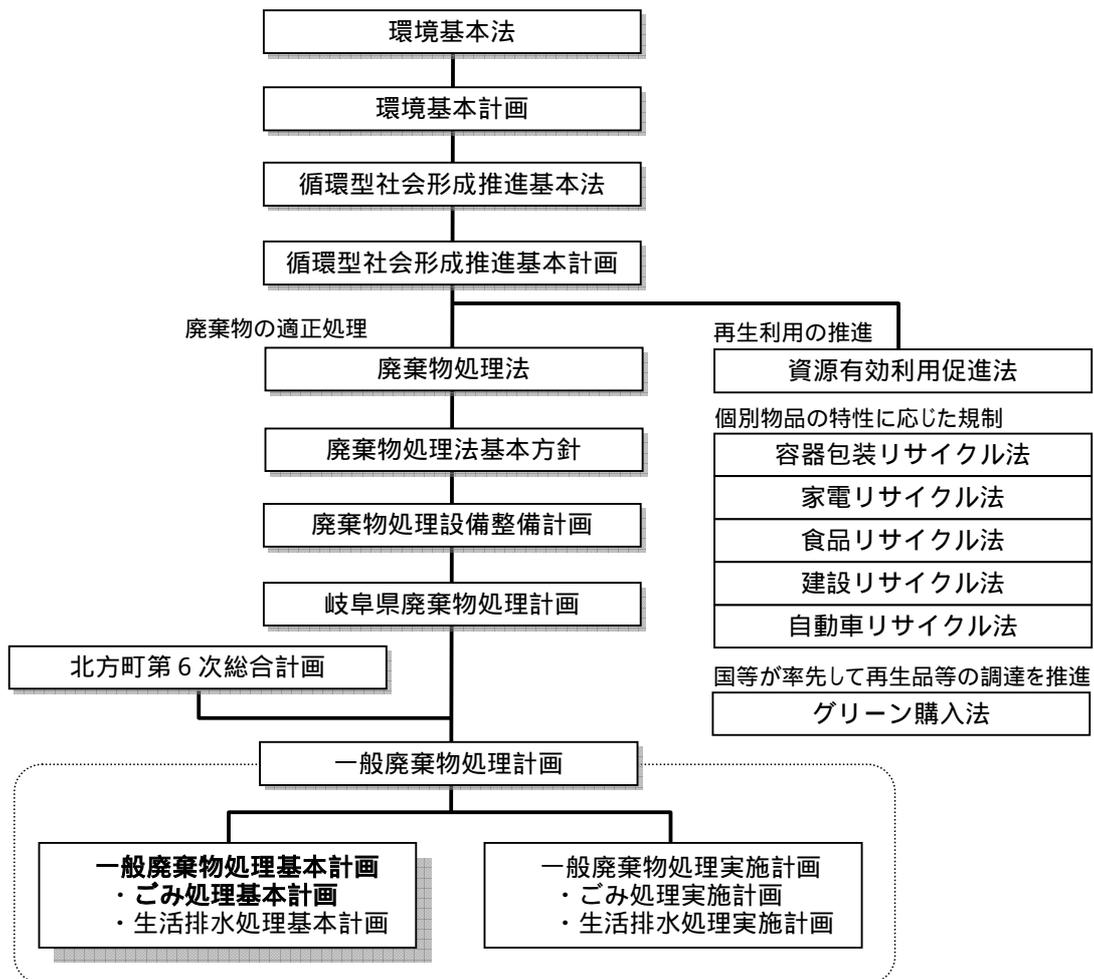


図1-2 他計画との関係

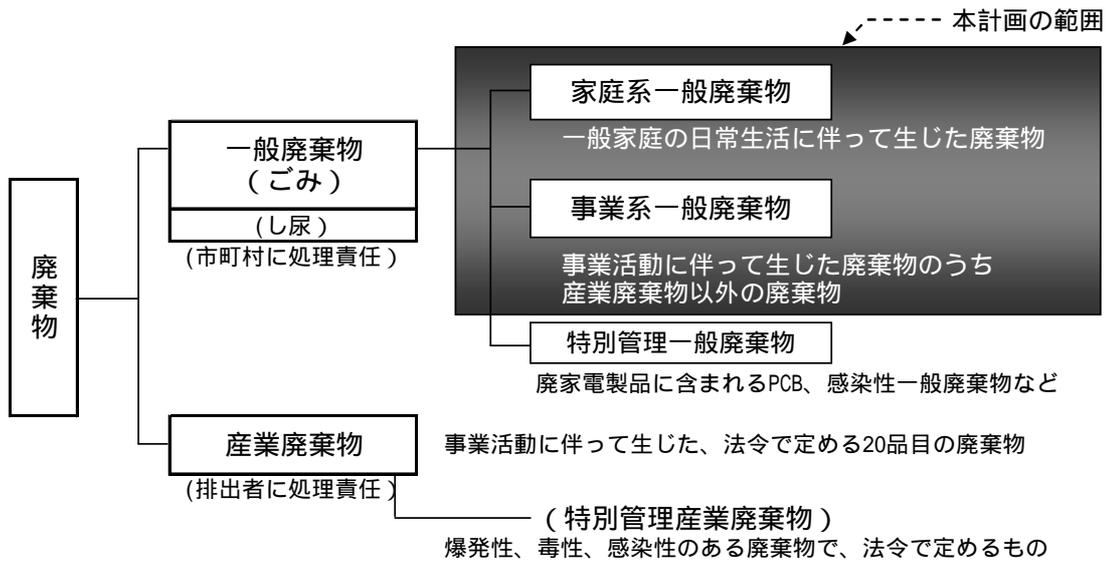
3. 対象区域

本計画の対象区域は、本町全域とします。

4. 対象とする廃棄物

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図1-2に示すとおりです。

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されますが、市町村が統括的な責任を負う一般廃棄物（し尿を除く）を対象とします。



）特別管理一般廃棄物は、本町では収集運搬処分をしておらず、排出者と処理業者において直接処理処分されています。

図 1 - 2 廃棄物の種類と計画の範囲

5 . 目標年度

本計画の目標年度は、平成 25 年度から 15 年後の平成 39 年度とし、一次目標年度として平成 25 年度から 5 年後の平成 29 年度を設定します。

目標年度：平成 39 年度
 （一次目標年度：平成 29 年度）

なお、計画は 5 年ごとに見直すこととしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

第2章 基本的事項

1. 本町の概況

本町は、岐阜県の南西部、濃尾平野の北部に位置し、東に岐阜市、北西に本巣市、南に瑞穂市と隣接しています。そして、東西 1.85km、南北 4.2km と町全体が南北に細長く、面積は 5.17km² あり、町の中には一級河川の天王川、糸貫川と普通河川の長谷川等の河川が南北に流れています。

本町は、明治 22 年の町村制の実施にともない北方町としてスタートして以来、約 123 年を経過しています。

また、交通の面においては、樽見鉄道、岐阜バス 3 路線、国道 157 号、主要地方道 北方・多度線、岐阜・関ヶ原線がそれぞれ岐阜市方面あるいは大垣市方面へと結ばれており、これらの交通を利用して岐阜市中心部まで 20 分以内、大垣市へ 30 分以内、名古屋市まで 60 分内外で到達することができます。このようによい立地条件からも、名古屋市をはじめとする中京圏の住宅都市に位置付けられています。



図 2 - 1 位置図

2. 自然的状況

(1) 気象

本町の平成23年の気象は、表2-1、図2-2に示すとおりです。

最高気温33.2度、最低気温-1.3度と季節の寒暖差がはっきりとしていますが、年間平均では15.9度と大変暮らしやすい気候となっています。

表2-1 気象の概要（平成23年）

項目	気温()						日照時間(h)		降水量(mm)			
	日最高		日最低		平均		平年	日最大	降水量			
	平年	平年	平年	平年	平年	平年			平年			
1月	6.5	8.8	-1.3	0.5	2.2	4.4	161.4	160.3	17.5	25.0	67.0	
2月	11.6	10.0	1.6	0.9	6.3	5.1	162.5	163.6	45.5	106.5	82.1	
3月	12.5	13.7	2.2	3.9	7.0	8.6	217.2	188.3	9.0	34.5	143.0	
4月	19.3	19.8	7.4	9.3	13.0	14.4	210.1	196.0	33.0	131.0	161.2	
5月	23.8	24.2	14.2	14.2	19.0	19.0	170.9	199.0	96.0	349.0	204.7	
6月	28.4	27.4	20.2	19.0	23.9	22.8	132.9	159.4	36.0	200.0	245.3	
7月	32.2	31.0	24.1	23.0	27.6	26.5	176.4	167.0	69.0	230.5	261.6	
8月	33.2	33.0	25.0	24.3	28.4	28.0	180.6	202.2	27.5	117.5	148.9	
9月	29.6	28.8	21.4	20.4	25.1	24.1	181.8	157.8	104.0	305.5	237.3	
10月	23.6	23.1	14.2	13.8	18.7	18.1	201.5	174.2	38.0	148.0	125.5	
11月	18.2	17.2	9.7	7.7	13.7	12.2	143.6	157.3	62.0	90.5	93.0	
12月	10.4	11.6	2.7	2.7	6.3	6.9	141.7	160.2	18.0	41.0	58.0	
年平均	20.8	20.7	11.8	11.6	15.9	15.8						
年合計							2080.6	2085.3		1779.0	1827.6	
平年差	0.1		0.2		0.1		-4.7		-48.6			

注：平年とは昭和54年～平成12年（日照時間は昭和63年～平成12年）について算出した累年平均値。
 値）準正常値。品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合。

出典：気象庁（地点：岐阜）

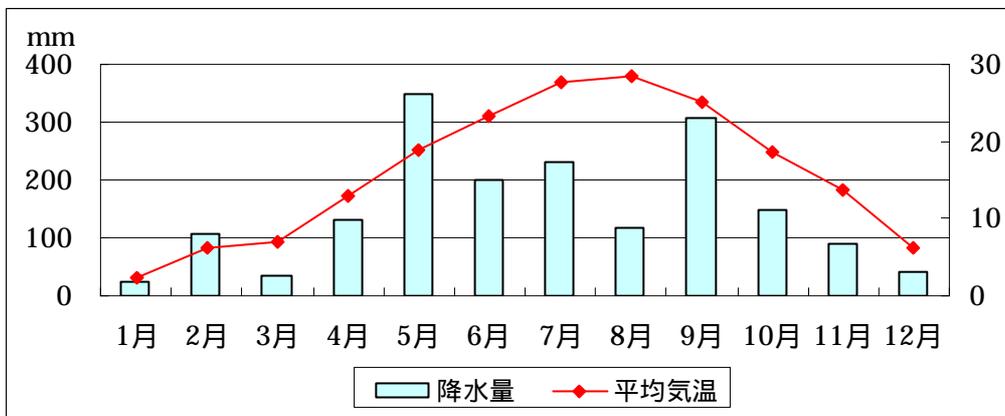


図2-2 降水量と平均気温（平成23年）

(2) 水象

本町の河川の概況は、表2-2、図2-3に示すとおりです。

一級河川の天王川、糸貫川等の河川が南北に流れており、瑞穂市で合流し、長良川に注いでいます。

表2-2 主要河川の状況

名称	延長km	流域面積km ²
天王川	3.1	0.44
糸貫川	2.9	0.85

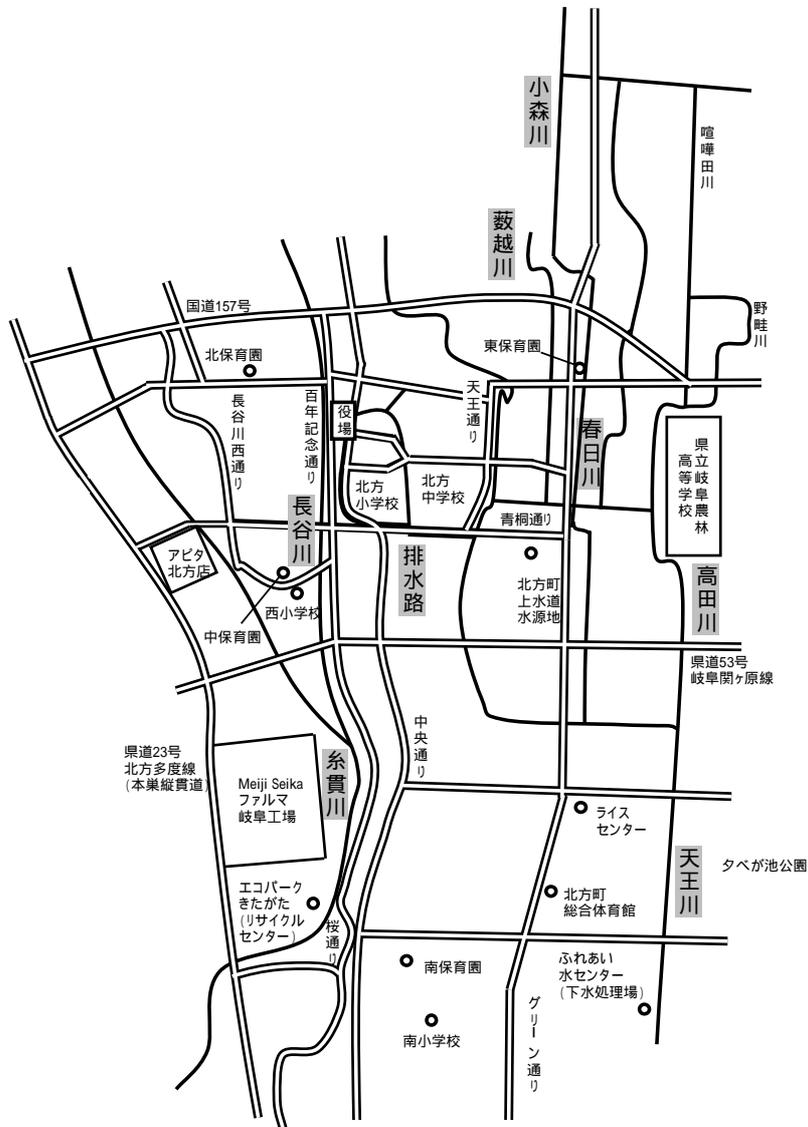


図2-3 河川概況図

3. 人口動態

(1) 人口及び世帯数

本町の過去10年間の人口及び世帯数の推移は、表2-3及び図2-4に示すとおりです。

人口、世帯数ともに増加していますが、人口よりも世帯数の増加率が大きいために1世帯あたりの人数は減少しています。

表2-3 人口及び世帯数の推移

項目	世帯数(戸)	計(人)	男(人)	女(人)	平均世帯員(人/戸)
平成14年	6,152	17,507	8,501	9,006	2.85
平成15年	6,203	17,667	8,552	9,115	2.85
平成16年	6,272	17,769	8,559	9,210	2.83
平成17年	6,374	17,547	8,433	9,114	2.75
平成18年	6,547	17,791	8,585	9,206	2.72
平成19年	6,631	17,845	8,612	9,233	2.69
平成20年	6,661	17,928	8,628	9,300	2.69
平成21年	6,713	18,061	8,695	9,366	2.69
平成22年	6,918	18,395	8,839	9,556	2.66
平成23年	6,989	18,386	8,816	9,570	2.63

各年10月1日現在

出典：岐阜県統計調査課「岐阜県人口動態統計調査」

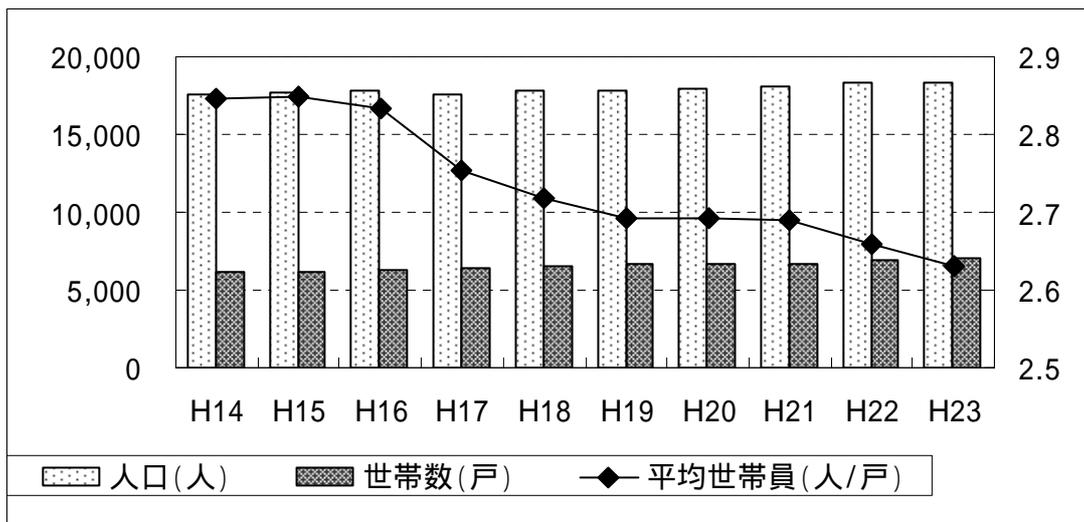


図2-4 人口及び世帯数の推移

(2) 人口の年齢構成

本町の年齢構成は、表2-4、図2-5及び図2-6に示すとおりです。

年少人口(0~14歳)は減少し、生産年齢人口(15~64歳)と老年人口(65歳以上)は増加しています。

団塊の世代と団塊ジュニア世代の多い人口構成となっており、今後、急速に高齢化が進むと考えられます。

表2-4 年齢構成別人口の推移

項目	15歳未満	15~64歳	65歳以上	合計
平成7年	3,300	11,981	1,746	17,027
平成12年	3,109	11,938	2,203	17,250
平成17年	3,079	11,793	2,675	17,547
平成22年	3,052	11,983	3,360	18,395
岐阜県 (平成22年)	289,748	1,282,800	499,399	注 2,086,590

注：年齢不詳人口があるため合計が合わない

出典：県統計課「岐阜県人口動態統計」、国勢調査

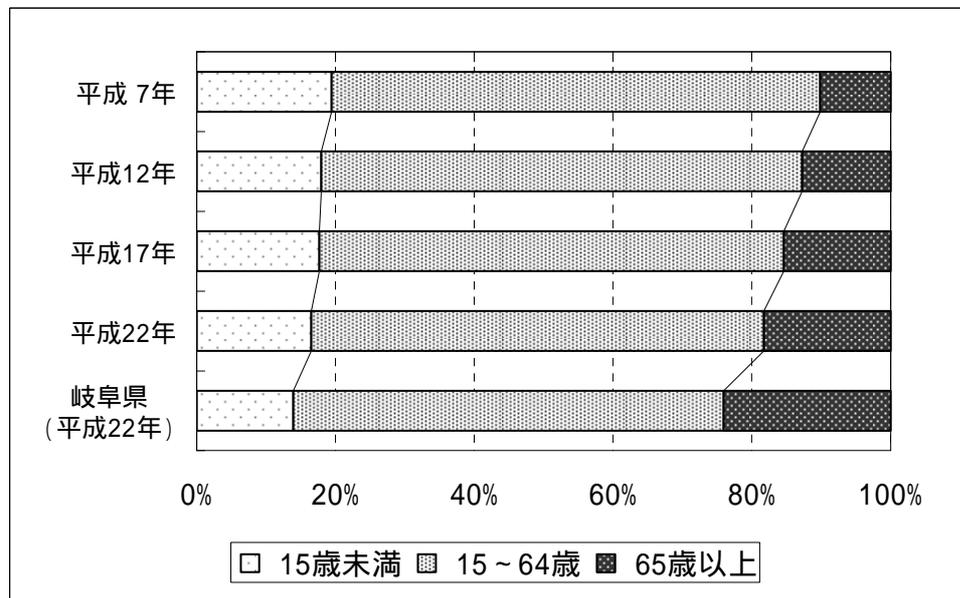
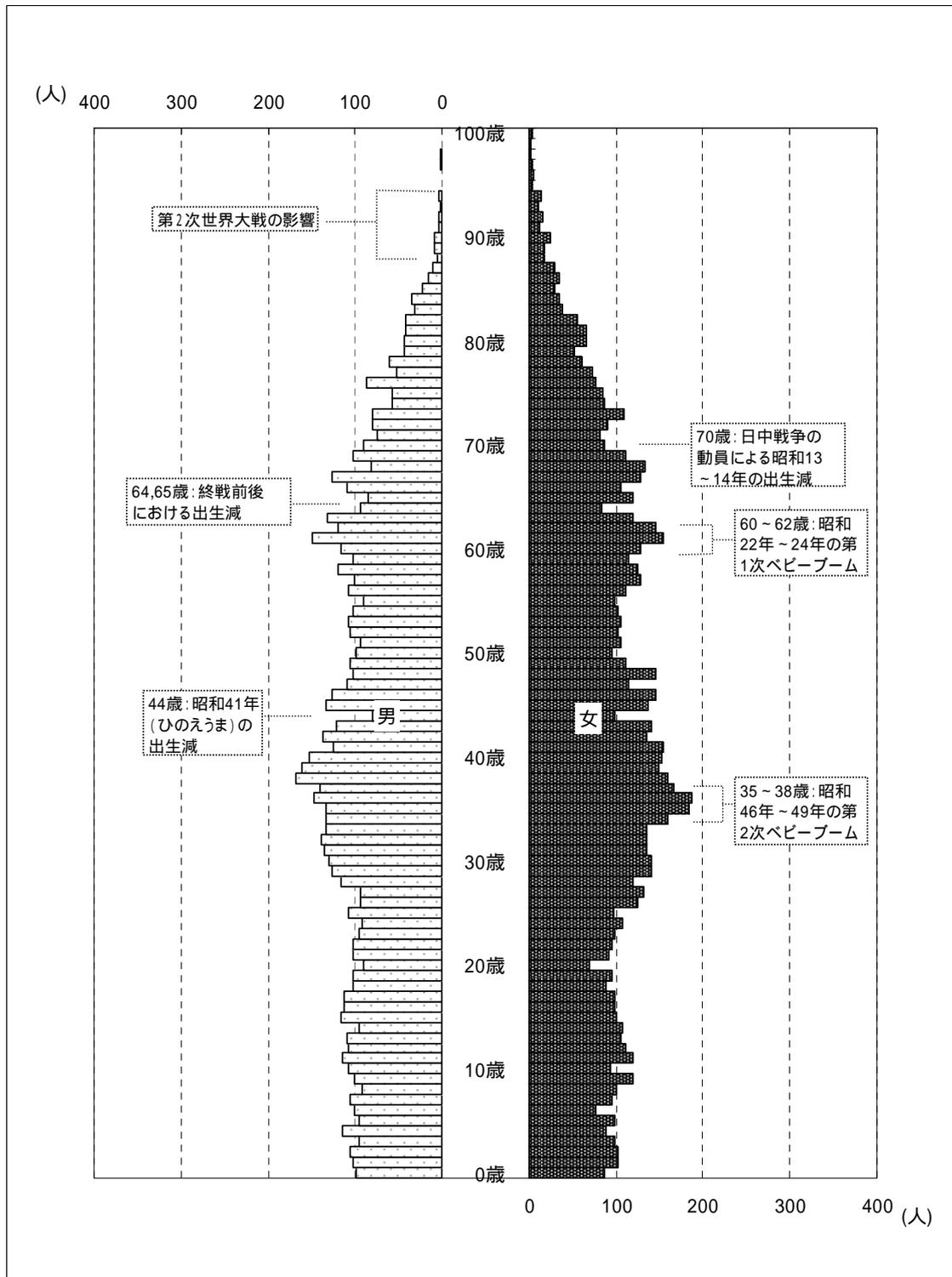


図2-5 年齢構成別人口割合の推移



出典：総務省統計局「国勢調査」

図2-6 人口ピラミッド（平成22年）

4. 産業の動向

(1) 産業別就業人口

本町の産業大分類別就業人口の推移は表2-5、図2-7及び図2-8に示すとおりです。

また、平成13年及び平成18年における産業大分類別の事業所数及び従業員数を表2-6及び表2-7に示します。

平成21年における本町の実業人口は6,604人で、人口の増加に比例して就業者数も増加傾向にあります。

産業別にみると、第1次産業はほとんどなく、第2次産業は減少傾向にあります。

一方、第3次産業については、就業人口も増加傾向を示しており、就業人口比は約84%となっています。

表2-5 産業別大分類就業人口の推移

単位：人

項目	第1次産業	第2次産業	第3次産業	就業人口
平成8年	-	1,520	4,421	5,941
平成13年	-	1,295	5,491	6,786
平成18年	11	1,141	5,378	6,530
平成21年	-	1,045	5,559	6,604
岐阜県(H21)	7,130	305,652	680,627	993,409

出典：国勢調査(平成21年は総務省統計局「平成21年経済センサス基礎調査」)

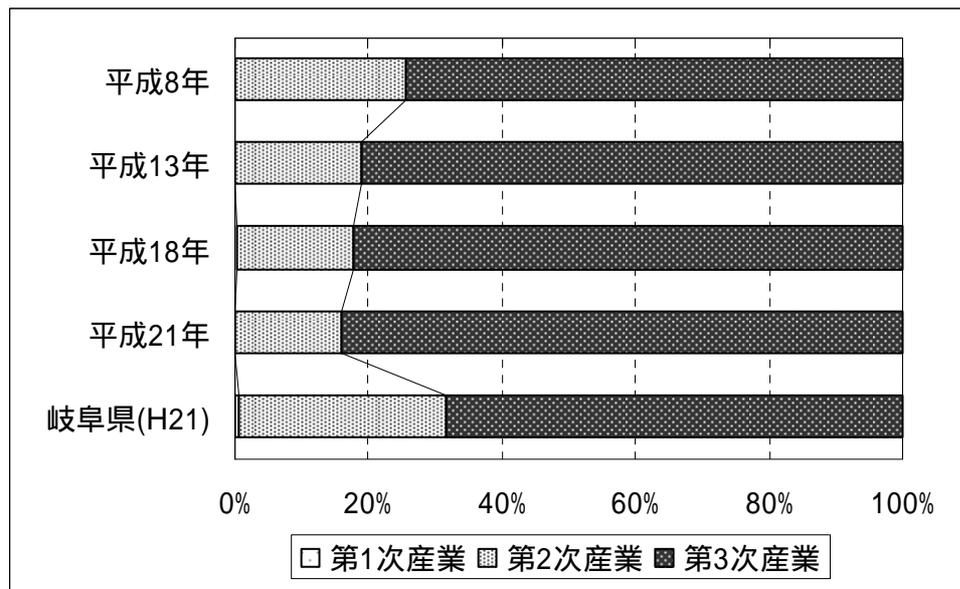


図2-7 産業大分類就業人口割合の推移

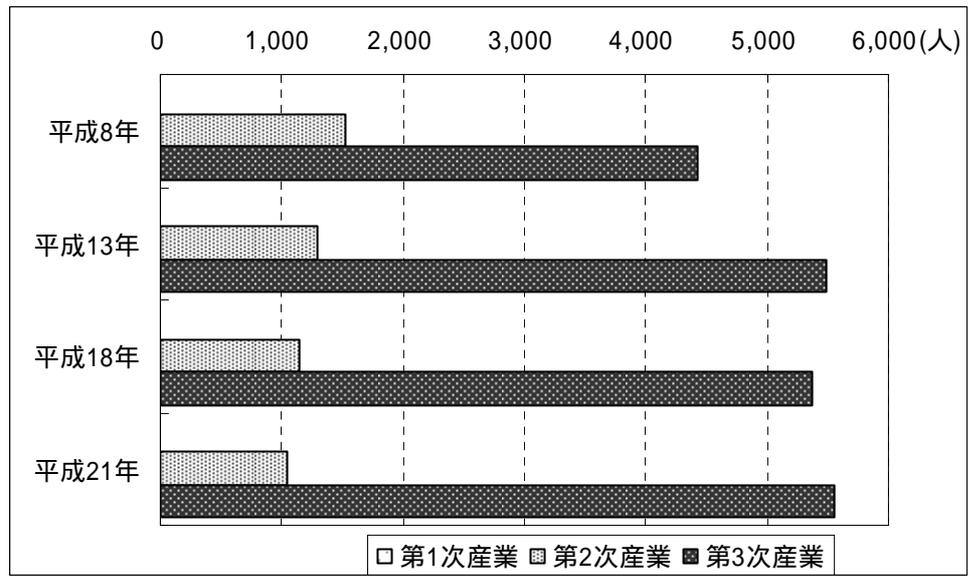


図 2 - 8 産業大分類就業人口割合の推移

表2-6 産業大分類別事業所数及びその比率

単位：事業所

産業大分類	平成13年		平成18年	
	事業所数	比率(%)	事業所数	比率(%)
農林漁業	-	-	1	0.1
鉱業	-	-	0	0.0
建設業	55	6.3	56	6.5
製造業	64	7.4	51	5.9
電気・ガス・熱供給・水道業	2	-	2	0.2
情報通信業	9	1.0	4	0.5
運輸業	7	0.8	7	0.8
卸売・小売業	271	31.1	243	28.2
金融・保険業	15	1.7	149	17.3
不動産業	38	4.4	14	1.6
飲食店、宿泊業	154	17.7	34	3.9
医療、福祉	38	4.4	62	7.2
教育、学習支援業	39	4.5	50	5.8
複合サービス事業	4	0.5	6	0.7
サービス業(他に分類されないもの)	174	20.0	182	21.1
合計	870	100	861	100

出典：総務省統計局「事業所・企業統計調査」

表2-7 産業大分類別就業者数及びその比率

単位：人

産業大分類	平成13年		平成18年	
	就業者数	比率(%)	就業者数	比率(%)
農林漁業	-	-	11	0.2
鉱業	-	-	0	0.0
建設業	415	6.7	437	6.7
製造業	878	14.3	704	10.8
電気・ガス・熱供給・水道業	38	-	4	0.1
情報通信業	36	0.6	43	0.7
運輸業	86	1.4	97	1.5
卸売・小売業	2,013	33.7	1,787	27.4
金融・保険業	180	2.9	948	14.5
不動産業	77	1.3	166	2.5
飲食店、宿泊業	1,085	17.6	65	1.0
医療、福祉	314	5.1	513	7.9
教育、学習支援業	169	2.7	448	6.9
複合サービス事業	96	1.6	176	2.7
サービス業(他に分類されないもの)	772	12.5	1,131	17.3
合計	6,159	100	6,530	100

出典：総務省統計局「事業所・企業統計調査」

（２）農業

本町の農家数及び農業人口の推移を表 2 - 8、図 2 - 9、平成 20 年における耕地面積を表 2 - 9 に示します。

農家数及び農業産出額共に減少傾向です。

表 2 - 8 農家数及び農業人口の推移

単位：戸・百万円

項目	農家数	専業	兼業	農業産出額
平成 7 年	226	23	203	437
平成 12 年	127	12	115	342
平成 17 年	106	15	91	228
平成 22 年	90	20	70	-

注）平成 19 年以降は市町村別、農業産出額、生産農業所得の市町村別集計はなし。

出典：世界農業センサス、岐阜県統計書

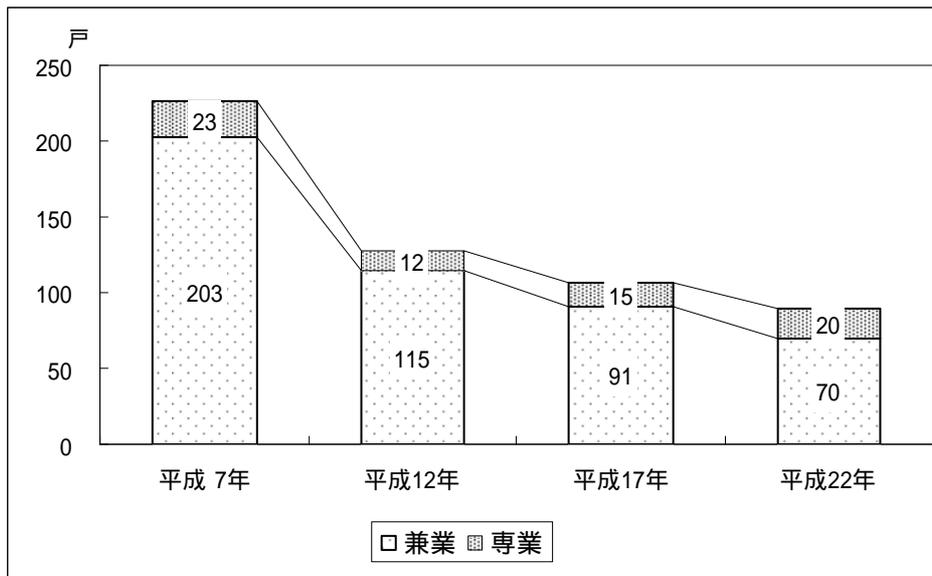


図 2 - 9 農家数及び農業人口の推移

表 2 - 9 耕地面積（平成 20 年）

単位：ha

総計	田	畑	畑		
			普通畑	牧草地	樹園地
140	94	46

7 月 15 日現在

出典：東海農政局岐阜農政事務所「作物統計（市町村別）」

(3) 商業

本町の商業の概況は表2-10及び図2-10に示すとおりです。

本町は、国道157号、主要地方道北方・多度線を中心に商業、サービス業が发展していますが、平成11年以降商店数、従業員数、年間商品販売額共に減少しています。

平成19年度における産業中分類別(商業)事業所数・従業者数・年間商品販売額は表2-11に示すとおりです。

表2-10 商業の概況

項目	商店数 (戸)	従業員数 (人)	年間商品販売額 (万円)
平成9年	275	1,980	4,190,010
平成11年	272	1,982	4,587,268
平成14年	251	1,814	4,193,423
平成16年	244	1,838	3,829,764
平成19年	227	1,653	2,891,980

出典：県統計調査課「商業統計調査」

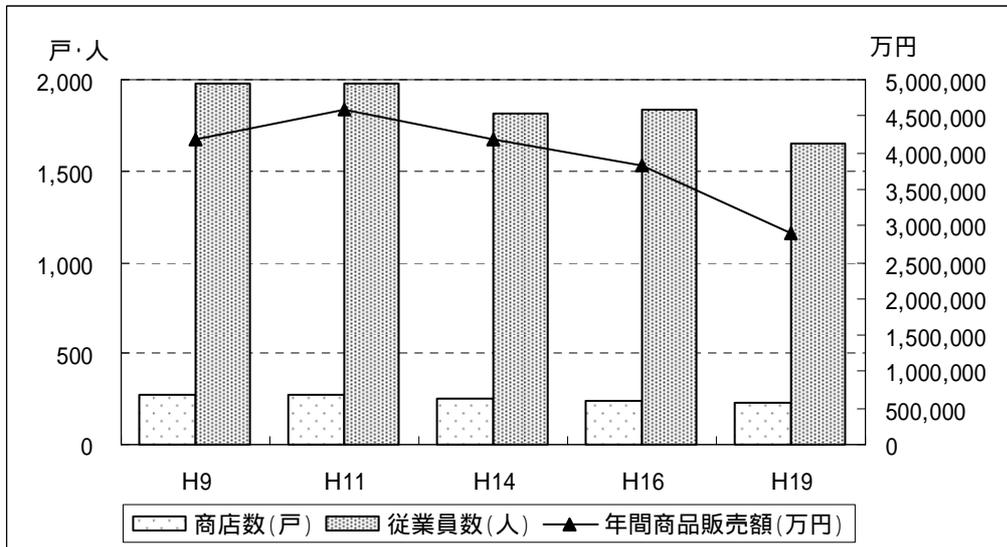


図2-10 商業の概況

表 2 - 11 産業中分類別事業所数・従業者数・年間商品販売額

項 目	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (万円)
卸売業	25	180	512,028
各種商品卸売業	-	-	-
繊維・衣服卸売業	5	13	38,040
飲食料品卸売業	6	38	153,359
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	5	36	x
機械器具卸売業	3	26	x
その他の卸売業	6	67	185,243
小売業	202	1,473	2,379,952
各種商品小売業	2	273	x
織物・衣服・身の回り品小売業	43	150	291,459
飲食料品小売業	45	348	351,930
自動車・自転車小売業	19	161	385,905
家具・じゅう器・機械器具小売業	21	102	x
その他の小売業	72	439	x
飲食店・宿泊業	34	65	x
合計	261	1,718	2,067,849

出典：県統計調査課「商業統計調査」

：総務省統計局「事業所・企業統計調査」

注：- ...該当数字なし x...秘匿

平成 19 年 6 月 1 日現在（飲食店・宿泊業は、平成 18 年 10 月 1 日現在）

(4) 工業

本町の工業の概況は表2-12及び図2-11に示すとおりです。
事業所数、従業員数、製造品出荷額は減少傾向を示しています。

表2-12 工業の概況

項目	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	製造品出荷額 (万円)
平成16年	23	617	2,156,009
平成17年	24	604	1,646,353
平成18年	19	576	1,584,916
平成19年	19	499	1,282,539
平成20年	21	541	1,316,711
平成21年	16	493	1,291,516
平成22年	17	490	1,170,875

出典：県統計調査課「工業統計調査」

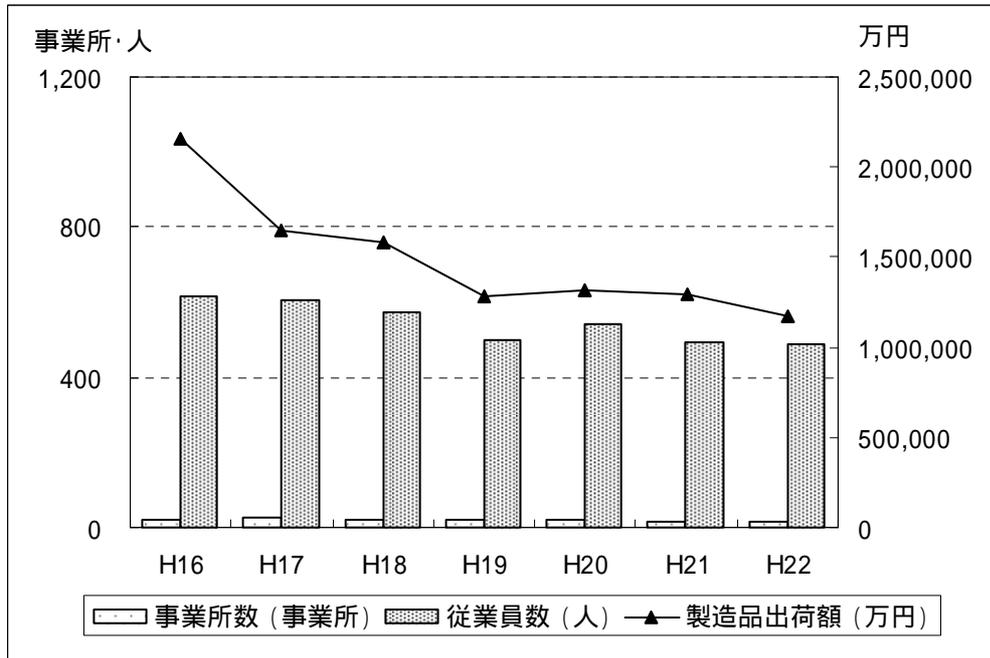


図2-11 工業の概況

5. 関連計画

(1) 岐阜県廃棄物処理計画

岐阜県は平成24年3月に「第2次岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、その中で、市町村の役割として、ごみ減量化の推進、各種リサイクルの推進、一般廃棄物の適正処理の推進、産業廃棄物の適正処理の推進等下記の内容を示しています。

【ごみ減量化の推進】

- ・自ら廃棄物の発生抑制、排出抑制、再資源化の推進に努めます。
- ・リサイクル製品の調達を率先して行います。
- ・排出抑制やリサイクルの促進等のため、一般廃棄物処理の有料化を推進します。
- ・ごみ減量化に対する住民及び事業者の意識の啓発を図ります。
- ・環境教育・環境学習を推進します。
- ・ごみ減量化、再資源化についてのアイデアや意見の徴収、情報提供に努めます。

【各種リサイクルの推進】

- ・廃棄物の処理は、可能な限り再資源化を推進します。
- ・熱回収による発電等により資源の有効利用に努めます。
- ・中間処理技術、処理施設の高度化、高性能化等に努めます。

【一般廃棄物の適正処理の推進】

- ・廃棄物処理法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正処理を推進します。
- ・一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を収集し、運搬し、処分します。
- ・一般廃棄物処理業の許可、変更許可及び取消しを適正に行います。
- ・職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善に努めます。
- ・住民に対して、現在稼働中の施設に関する情報を積極的に公開します。
- ・他の市町村との連携等による広域化の取組みを推進します。
- ・一般廃棄物の効率的な循環的利用、適切な中間処理及び最終処分の確保に努めます。
- ・廃棄物処理に係るコスト分析等を行い、より効率的な運営に努めます。
- ・事業者に対し、ごみの発生抑制、排出抑制、再資源化の推進への取組みについて、情報提供・啓発・支援を行います。
- ・多量排出事業者に対しては、処理計画策定の指導を通じて廃棄物の減量化を促進します。

【産業廃棄物の適正処理の推進】

- ・処理可能な産業廃棄物については、地域の実状に応じて一般廃棄物の処理と併せて処理を行います。
- ・管内若しくは近隣の地域における産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、手続き条例の手続きに積極的に参加し、処理業者と住民との合意形成を促進するように努めます。

(2) 北方町総合計画

本町のめざす町の将来像として『活力に満ちた住民主役のまち 北方』を掲げ、町づくりの基本姿勢は、まちの将来像を実現するための基本理念と位置づけます。

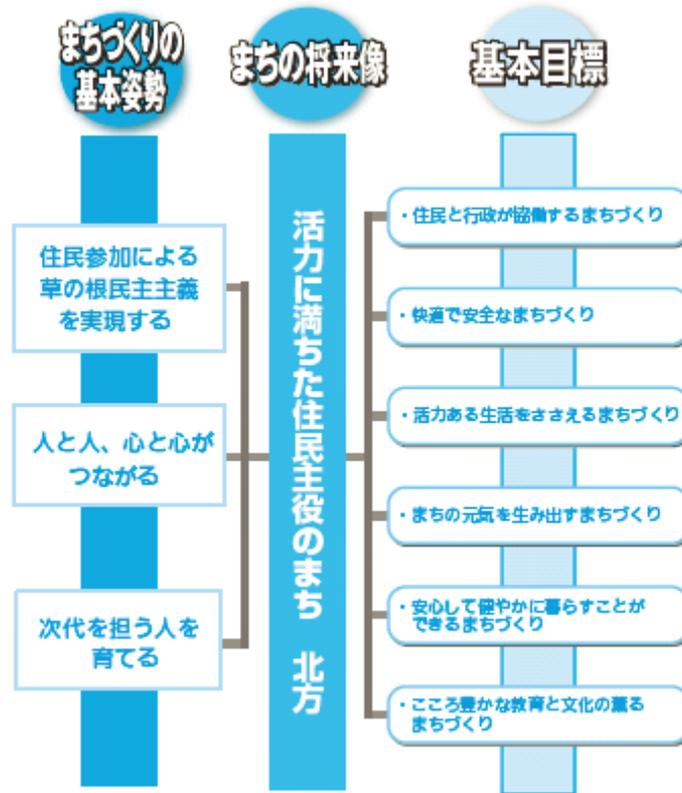


図2 - 12 総合計画施策の体系図 北方町

まちの将来像を実現するため、次のような6つの目標を掲げています。

- 住民と行政が協働するまちづくり
- 快適で安全なまちづくり
- 活力ある生活をささえるまちづくり
- まちの元気を生み出すまちづくり
- 安心して健やかに暮らすことができるまちづくり
- こころ豊かな教育と文化の薫るまちづくり

第3章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理体制

(1) 分別区分

本町の平成24年度の分別区分は表3-1に示すとおりです。

表3-1 分別区分（平成24年度）

ごみの種類		内 容
可燃ごみ		生ごみ(水をよく切って)、くつした・ストッキング・下着・くつ・カバン(金属部分ははずし、短く切って)、ラップ類、家庭内の少量の剪定枝、ぬいぐるみ(50cm以下)、プラスチック製スプーン・ストロー、シャンプーなどのポンプ、紙くず・紙おむつ(便はトイレへ)、木くず(直径7cm、50cm以下)、たばこの吸い殻など
不燃ごみ		ガラス類(ガラス製食器)、陶磁器類(陶磁器製食器類)、蛍光管・電球、その他不燃(使い捨てライター(*使い切るかガス抜きをする)、安全カミソリ(刃にはおおいを))など
粗大ごみ		掃除機、ポリバケツ、包丁、スキーウェア、プラスチック製のおもちゃ、電子レンジ、ファンヒーター、スチール製家具、板ガラス、ハサミ、傘、ハンガー、自転車、ナベ類、ペンキの缶、ふとん、体温計、じゅうたん、CDプレイヤー、机、カーテン、プラスチック製植木鉢・プランター、DVD、CD、ビデオ・カセットテープ、タンス、イスなど (・小さいものは分別して中が見える袋に入れておいてください。・ペンキ、油などの缶は、中身を抜いて出してください。・事業系のごみは、持込めません。)
資源 ごみ	古着	衣類 (・中が見える袋に入れる、ひもでしばってください。・カーテン、シーツ、毛布、座布団、クッション、タオルケットなどは粗大ごみになります。・カップ類、くつした、手袋、ストッキング、水着、下着、布の端切れなどは、可燃ごみで出してください。)
	プラ容器包装	カップ類の容器、ポリ袋、ラップ類、卵パック、洗剤容器、ボトル類、網・ネット類、食品トレイ類、緩衝材類(ハッポウ)、レジ袋、ビニール袋、プリンなどの容器、カップ類、プリン等のフタ(紙製を除く)、プラスチックのフタ類など
	PETボトル	PETマークのついているペットボトル(飲料水、しょうゆ、酒類、みりん、めんつゆ、ノンオイルドレッシングなどの調味料)
	空き缶	空きカン(飲料カン、缶詰カン、スプレー缶など)、お菓子のカン、アルミ容器(スプレー缶は爆発の恐れがありますので、使い切り必ず缶切り等で穴を開けて出してください。)
	ガラスびん	無色透明、茶色、その他のびん(飲料用びん、化粧品びんなど) (キャップ類は取り外して出す。)
乾電池		乾電池、小型充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池など)
リサイクルセンターに 持ち込めるごみ	粗大ごみ	上記
	不燃ごみ	上記
	古紙類	新聞・チラシ、雑誌・雑紙、段ボール、牛乳・ジュースなど紙パック(アルミ箔などが貼っていない紙パック) (・新聞紙、チラシ、雑誌、段ボール、紙パックに分別し、ひもでしばる。・雑紙とは、はがき、封筒、包装紙、パンフレット、ノート、コピー紙、レシート、裁断した紙、及び菓子・食品・衣料などの紙箱など)
	古着	上記
	プラ容器	上記
	白色トレイ 発泡スチロール	食品トレイ類、緩衝材類(ハッポウ)
	PETボトル	上記
	空き缶	上記
	ガラスびん	上記
使用済天ぷら油	使用済天ぷら油	
乾電池	上記	
収集できないごみ		家電リサイクル法対象品(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫)、パソコン、携帯電話、家庭用消火器、二輪車(オートバイ)、その他(産業廃棄物、事業系廃棄物、医療系廃棄物、農機具、農業用廃ビニール、ピアノ、LPガスボンベ、自動車、バッテリー、タイヤ、薬品、油の入ったもの、危険物、耐火金庫、焼却灰など)

(2) ごみ処理フロー

本町における家庭系一般廃棄物のごみ処理フローは図3-1に示すとおりです。
 事業系一般廃棄物については、自己搬入または許可業者による処理としています。

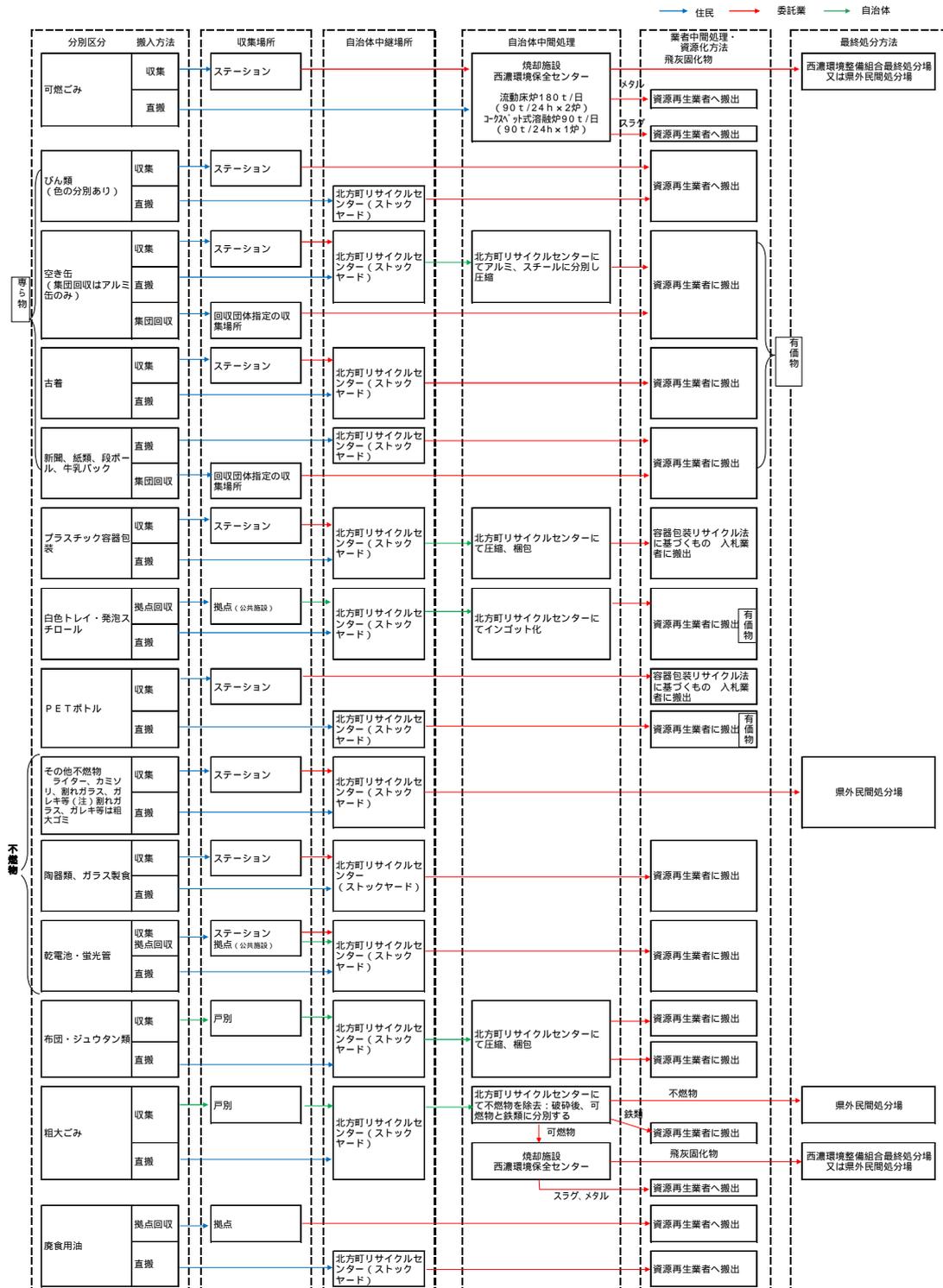


図3-1 ごみ処理フロー（平成24年度）

（３）収集・運搬

本町におけるごみの収集・運搬体制は以下に示すとおりです。

表 3 - 2 収集運搬体制（平成24年度）

項目	収集形態	収集方法	収集箇所数	収集頻度	収集車輛 (直接搬入を除く)	収集容器	処理手数料	
可燃ごみ 事業系含む	委託	ステーション	314	週2回 事業系は週3回	4 ^ト パッカー車3台	45L袋にシール 貼り付け	シール制	
不燃ごみ (陶器・硝子屑、蛍光管、不燃物)	委託 直営	ステーション 直接搬入	167	1回/2ヶ月 リサイクルセンター開放日	2 ^ト トラック1台	専用容器	無料	
粗大ごみ	直営	戸別収集 直接搬入	1	戸別2回/週 リサイクルセンター開放日	1.5 ^ト トラック1台 軽ダンプ1台	-	10kg400円	
資源ごみ	びん	委託 直営	ステーション 直接搬入	167	1回/月 リサイクルセンター開放日	2 ^ト ダンプ2台	専用容器	無料
	缶	委託 直営	ステーション 直接搬入	167	1回/月 リサイクルセンター開放日	4 ^ト パッカー車1台	専用容器	無料
	PETボトル	委託 直営	ステーション 直接搬入	167	1回/月 リサイクルセンター開放日	4 ^ト パッカー車2台	専用容器	無料
	トレイ・ 発泡スチロール	直営	拠点収集 直接搬入	8	2回/月 リサイクルセンター開放日	軽トラック1台	専用容器	無料
	プラスチック製容器包 装	委託 直営	ステーション 直接搬入	167	1回/月 リサイクルセンター開放日	4 ^ト パッカー車2台	専用容器	無料
	衣類	委託 直営	ステーション 直接搬入	167	1回/月 リサイクルセンター開放日	4 ^ト ダンプ1台	透明袋等	無料
	古紙類	集団回収 直営	集団回収 直接搬入	46 集団回収 1	116回/年 集団回収 リサイクルセンター開放日	4 ^ト コンテナ車1台	-	無料
	廃食用油	直営	拠点収集 直接搬入	26	2回/年 リサイクルセンター開放日	1.5 ^ト トラック1台 軽ダンプ1台	専用容器	無料
有害ごみ	乾電池、充電電池	委託 直営	ステーション 直接搬入	167	1回/年 リサイクルセンター開放日	2 ^ト トラック1台 軽トラック1台	専用容器	無料

直接搬入：北方町リサイクルセンターにおける収集
拠点収集：公共施設における収集

（４）中間処理施設の概要

中間処理施設の位置、概要は、図 3 - 2、表 3 - 3、表 3 - 4 に示すとおりです。

本町の可燃ごみは、西濃環境整備組合のごみ処理施設「西濃環境保全センター」において、焼却処理が行われています。

資源ごみは、北方町リサイクルセンターや業者の中間処理施設へ集められた後、資源化が実施されます。

粗大ごみについては、北方町リサイクルセンターにて、破碎・分別され、可燃物は西濃環境保全センターにて焼却処理され、資源物は資源回収業者にて資源化が実施されます。

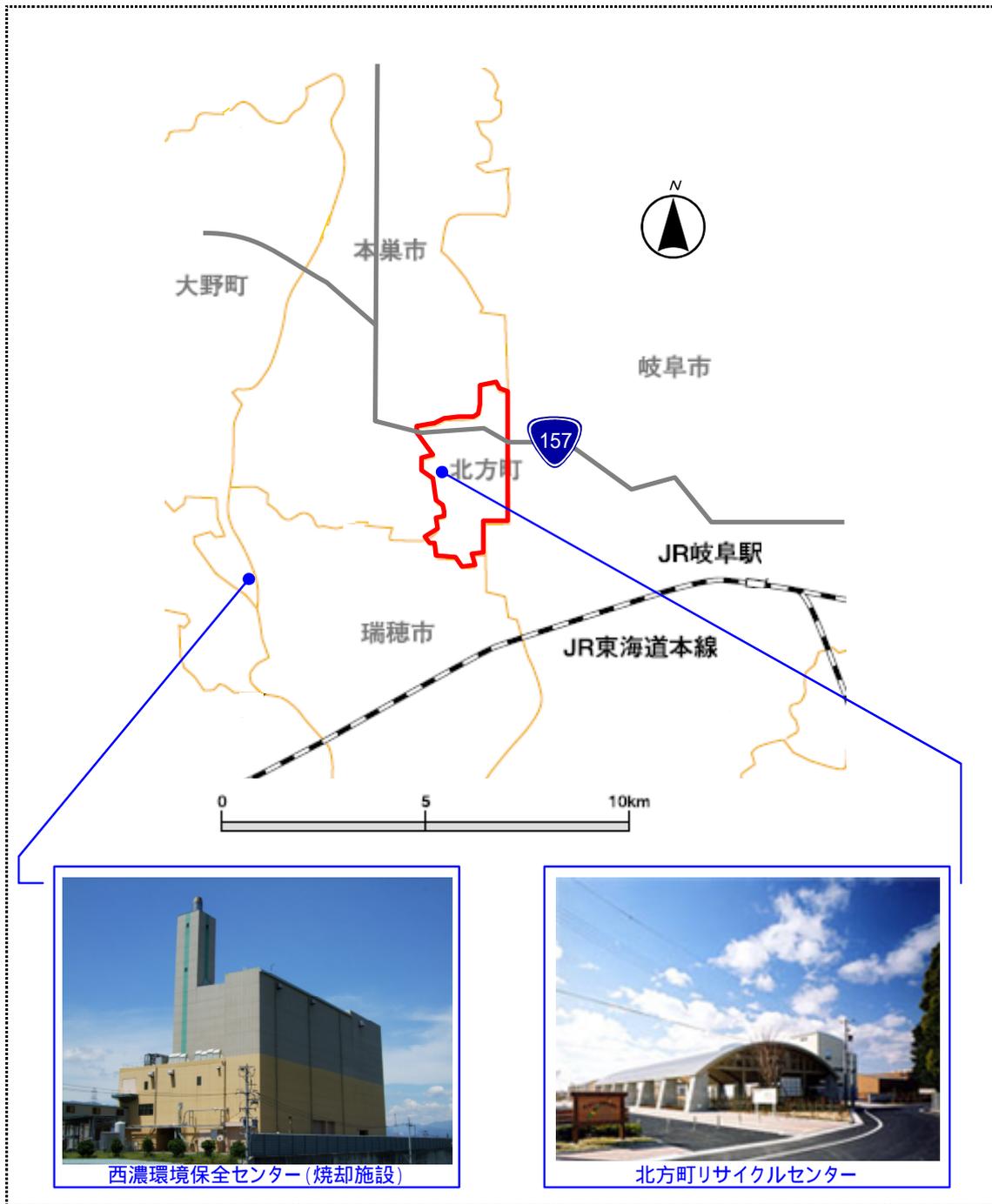


図3 - 2 中間処理施設位置図

表 3 - 3 焼却施設の概要

項 目	内 容
名 称	西濃環境保全センター
所在地	岐阜県揖斐郡大野町大字下座倉 1375-1
面 積	敷地面積：25,848.74m ²
処理能力	270t/日(90t/24h×3 炉)
処理対象物	可燃物
処理方式	流動床式焼却炉（90t/日×2 炉） ガス化高温溶融一体型直接溶融炉（90t/日×1 炉）
運転管理	直営（西濃環境整備組合）
設計・施工	株式会社 荏原製作所、新日本製鐵 株式会社
建設年度	竣工：平成 3 年 3 月、平成 15 年 12 月

出典：西濃環境整備組合

表 3 - 4 北方町リサイクルセンターの概要

項 目	内 容
名 称	北方町リサイクルセンター
所在地	岐阜県本巣郡北方町柱本 700 番地
面 積	敷地面積：8490m ²
処理能力	粗大・金属ライン 2.7t/日、資源・その他 0.66t/日
処理対象物	粗大ごみ、金属ごみ、資源ごみ
処理方式	破碎・分別・圧縮成型
運転管理	委託
建築構造	鉄骨造 3 階建て
建設年度	竣工：平成 17 年 1 月

出典：北方町

(5) 最終処分場の概要

本町は一般廃棄物最終処分場を保有しておらず、不燃物は民間業者に処分委託しています。

また、西濃環境整備組合西濃環境保全センターから排出される焼却残渣のうち当町割り当て分も委託処分しています。

2. ごみ処理の実績

(1) ごみ区分の定義

本計画におけるごみに関する区分の定義は、図3-3のとおりとします。

本計画では、町民及び事業者等によって排出される全ての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、事業者独自の資源回収・処理や町民による自家処理（生ごみの減量化等）によって資源回収等がなされているもの等（潜在ごみ）については、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

次に、「ごみ総排出量」から、本町のごみ処理施設等で処理を行わない集団回収によって集められた資源を除いたものを「ごみ排出量」とします。

「ごみ排出量」のうち、本町の家庭から排出されたものを家庭系ごみ、事業所や公共施設から排出されたごみを事業系ごみとします。また、家庭系ごみについては収集方式の違いにより、収集ごみ及び直接搬入ごみに分類します。

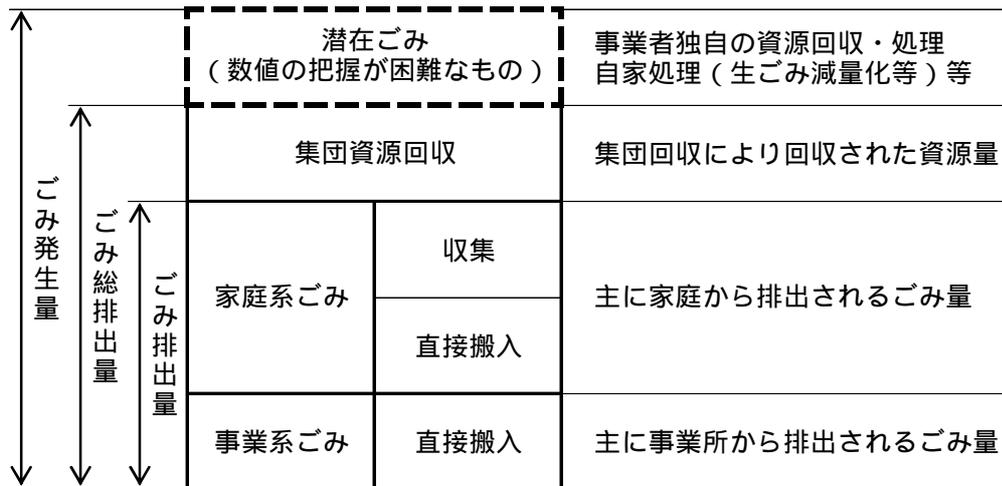


図3-3 ごみ区分の定義

(2) ごみ総排出量の推移

本町における過去5年間のごみ総排出量の推移は、表3-6に示すとおりです。

表3-6 ごみ総排出量の推移

項目		H19	H20	H21	H22	H23
収集ごみ	t/年	3,438.0	3,387.6	3,332.1	3,281.1	3,282.8
可燃ごみ	t/年	3,195.0	3,155.0	3,112.0	3,087.0	3,096.0
不燃ごみ	t/年	10.1	5.7	0.5	0.6	1.9
粗大ごみ	t/年	21.2	19.0	18.6	14.2	12.8
資源ごみ	t/年	211.4	207.5	200.7	178.8	171.7
古紙	t/年	2.6	1.5	1.0	0.9	16.7
古着	t/年	28.0	25.8	21.2	17.1	16.7
陶器、ガラス屑	t/年	6.1	10.6	11.2	14.0	12.8
プラスチック製の容器包装	t/年	60.6	60.5	59.4	56.4	50.5
PETボトル	t/年	25.1	21.9	21.2	19.8	16.1
プラ容器	t/年	35.5	38.6	38.2	36.6	34.4
缶類	t/年	23.5	23.9	24.5	24.3	21.6
スチール缶	t/年	16.9	16.7	16.5	16.0	14.4
アルミ缶	t/年	6.6	7.2	8.0	8.3	7.2
ガラスびん	t/年	90.6	85.2	83.4	66.1	70.1
白(無色透明)ガラスびん	t/年	42.7	39.9	38.8	29.3	33.5
茶色ガラスびん	t/年	36.9	32.0	32.4	23.2	23.4
その他のガラスびん	t/年	11.0	13.3	12.2	13.6	13.2
有害ごみ	t/年	0.3	0.4	0.3	0.5	0.4
乾電池	t/年	0.3	0.4	0.3	0.5	0.4
直接搬入ごみ	t/年	2,891.8	2,709.2	2,645.5	2,580.3	2,688.5
可燃ごみ	t/年	2,018.0	1,934.0	1,933.0	1,881.0	2,041.0
不燃ごみ	t/年	5.7	1.7	3.9	0.3	0.2
粗大ごみ	t/年	287.4	272.5	222.8	223.4	208.4
資源ごみ	t/年	574.4	495.7	480.2	470.5	433.9
古紙	t/年	438.3	355.4	354.5	336.2	304.4
古着	t/年	49.1	43.9	31.7	32.2	30.0
陶器、ガラス屑	t/年	11.3	19.7	20.7	26.0	23.5
プラスチック製の容器包装	t/年	27.1	27.8	24.4	28.1	29.5
PETボトル	t/年	11.8	11.5	13.5	14.6	14.5
プラ容器	t/年	15.3	16.3	10.9	13.5	15.0
缶類	t/年	14.4	13.6	11.5	12.0	10.5
スチール缶	t/年	10.4	9.5	7.8	7.9	7.0
アルミ缶	t/年	4.0	4.1	3.7	4.1	3.5
ガラスびん	t/年	34.2	35.3	37.4	36.0	36.0
白(無色透明)ガラスびん	t/年	17.7	18.4	19.5	18.2	19.1
茶色ガラスびん	t/年	9.8	9.8	10.1	9.4	9.7
その他のガラスびん	t/年	6.7	7.1	7.8	8.4	7.2
有害ごみ	t/年	6.3	5.3	5.6	5.1	5.0
乾電池	t/年	5.3	4.5	4.5	3.9	4.0
蛍光管	t/年	1.0	0.8	1.1	1.2	1.0
集団回収	t/年	336.1	312.7	266.5	242.1	234.9
新聞・チラシ	t/年	216.7	195.2	158.3	146.4	136.0
雑誌	t/年	79.3	76.3	72.0	62.8	63.4
段ボール	t/年	32.0	33.4	29.1	28.1	29.6
牛乳パック	t/年	0.9	1.0	0.7	0.7	2.0
缶類	t/年	7.2	6.8	6.4	4.1	3.9
アルミ	t/年	7.2	6.8	6.4	4.1	3.9
年度別合計	t/年	6,665.9	6,409.5	6,244.1	6,103.5	6,206.2

備考：平成21年度から分別処理している直接搬入資源ごみ(白色トレイ・発泡スチロール)は直接搬入資源ごみ(プラ容器)に含める。

（３）１人１日ごみ総排出量の推移

本町における過去５年間の１人１日ごみ総排出量の推移は、表３－７及び図３－４に示すとおりです。

１人１日ごみ総排出量は、減少傾向です。

表３－７ １人１日ごみ総排出量の推移

区 分		H19	H20	H21	H22	H23
行政区域内人口	人	18,323	18,463	18,488	18,434	18,467
1人1日ごみ総排出量	g/人・日	994	951	925	907	918
ごみ総排出量	t/年	6,666	6,410	6,244	6,104	6,206
収集ごみ	t/年	3,438	3,388	3,332	3,281	3,283
可燃ごみ	t/年	3,195	3,155	3,112	3,087	3,096
不燃ごみ	t/年	10	6	1	1	2
粗大ごみ	t/年	21	19	19	14	13
資源ごみ	t/年	211	208	201	179	172
有害ごみ(乾電池)	t/年	0.3	0.4	0.3	0.5	0.4
直接搬入ごみ	t/年	2,892	2,709	2,646	2,580	2,689
可燃ごみ	t/年	2,018	1,934	1,933	1,881	2,041
不燃ごみ	t/年	6	2	4	0	0
粗大ごみ	t/年	287	273	223	223	208
資源ごみ	t/年	574	496	480	471	434
有害ごみ(乾電池)	t/年	6	5	6	5	5
集団回収量	t/年	336	313	267	242	235

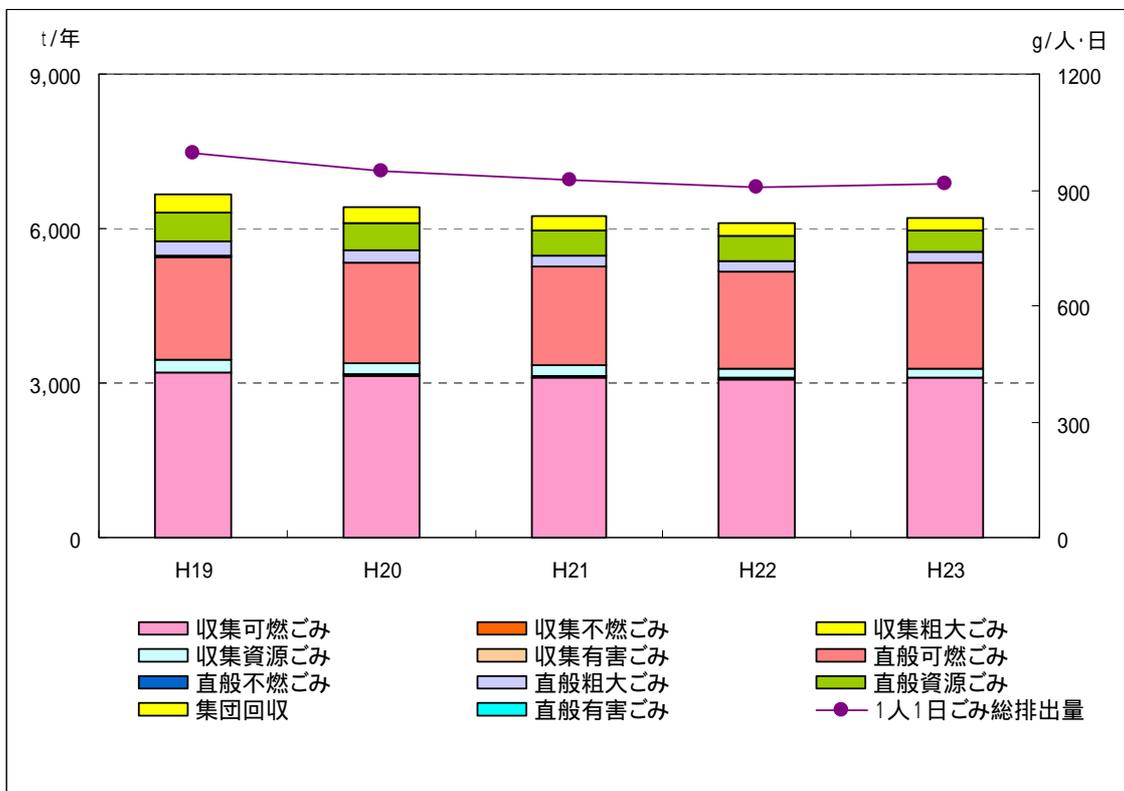


図３－４ １人１日ごみ総排出量の推移

3. ごみの排出抑制

本町では、可燃ごみの指定シール制を実施し、排出抑制のための取り組みを進めてきました。

(1) 集団回収

収集前段階における再資源化を促進するため、古紙などを集団で回収する子供会やPTAなどに奨励金(3円/kg)を交付し、回収促進を図ってきました。その結果は表3-8に示すとおりですが、回収量は減少しています。

表3-8 集団回収量

年 度		単 位	19	20	21	22	23
古紙類	新聞・チラシ	(t)	216.7	195.2	158.3	146.4	136.0
	雑誌	(t)	79.3	76.3	72.0	62.8	63.4
	段ボール	(t)	32.0	33.4	29.1	28.1	29.6
	牛乳パック	(t)	0.9	1.0	0.7	0.7	2.0
	小 計	(t)	328.9	305.9	260.1	238.0	231.0
金属類	アルミ缶	(t)	7.2	6.8	6.4	4.1	3.9
	スチール缶	(t)	-	-	-	-	-
	小 計	(t)	7.2	6.8	6.4	4.1	3.9
計(= +)		(t)	336.1	312.7	266.5	242.1	234.9

出典：年度別 資源集団回収事業実施状況

(2) ごみ堆肥化

家庭における生ごみの堆肥化を支援するために、ダンボールコンポスト、ボカシ(EM菌)の販売推進及び電気生ごみ処理機に対する購入補助(購入費の1/2、限度額30,000円)を実施しています。

平成19年度から平成23年度までの5年間で、電動生ごみ処理機に対しては28基の助成を行いました。減少傾向にあるため、より一層の普及・啓発を行うとともに、制度のあり方について検討することも必要になっています。

表3-9 電動生ごみ処理機助成実績

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
助成実績(基)	8	9	4	6	1	28

表3-10 ボカシ(EM菌)販売実績

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
販売個数(個)	250	105	133	93	96	677

４．資源化量及びリサイクル率の推移

本町における過去５年間の資源化量及びリサイクル率の推移は、表３－１１及び図３－５に示すとおりです。

表３－１１ 資源化量及びリサイクル率の推移

項目		H19	H20	H21	H22	H23
資源化量	t/年	1,559.7	1,431.2	1,346.6	1,269.4	1,230.3
資源ごみ	t/年	785.8	703.2	680.9	649.3	605.6
古紙類	t/年	440.9	356.9	355.5	337.1	304.4
古着	t/年	77.1	69.7	52.9	49.3	46.7
陶器、ガラス屑	t/年	17.4	30.3	31.9	40.0	36.3
プラスチック製容器包装	t/年	87.7	88.3	83.8	84.5	80.0
PETボトル	t/年	36.9	33.4	34.7	34.4	30.6
プラ容器	t/年	50.8	54.9	49.1	50.1	49.4
金属類	t/年	37.9	37.5	36.0	36.3	32.1
スチール缶	t/年	27.3	26.2	24.3	23.9	21.4
アルミ缶	t/年	10.6	11.3	11.7	12.4	10.7
ガラスびん	t/年	124.8	120.5	120.8	102.1	106.1
無色透明	t/年	60.4	58.3	58.3	47.5	52.6
茶色	t/年	46.7	41.8	42.5	32.6	33.1
その他のびん	t/年	17.7	20.4	20.0	22.0	20.4
集団回収量	t/年	336.1	312.7	266.5	242.1	234.9
紙類	t/年	328.9	305.9	260.1	238.0	231.0
新聞・チラシ	t/年	216.7	195.2	158.3	146.4	136.0
雑誌	t/年	79.3	76.3	72.0	62.8	63.4
ダンボール	t/年	32.0	33.4	29.1	28.1	29.6
牛乳パック	t/年	0.9	1.0	0.7	0.7	2.0
缶類	t/年	7.2	6.8	6.4	4.1	3.9
スチール	t/年	-	-	-	-	-
アルミ	t/年	7.2	6.8	6.4	4.1	3.9
中間処理により資源化量	t/年	437.8	415.3	399.2	378.0	389.8
北方町リサイクルセンター	t/年	143.3	127.0	114.9	97.3	100.9
粗大ライン(金属類、布団類)	t/年	143.3	127.0	114.9	97.3	100.9
西濃環境保全センター	t/年	294.5	288.3	284.3	280.7	288.9
メタル	t/年	32.1	31.5	31.0	30.6	31.5
溶融スラグ	t/年	262.3	256.9	253.3	250.1	257.4
ごみ総排出量	t/年	6,666	6,410	6,244	6,104	6,206
リサイクル率	%	23.4	22.3	21.6	20.8	19.8

備考：リサイクル率＝資源化量÷ごみ総排出量×100

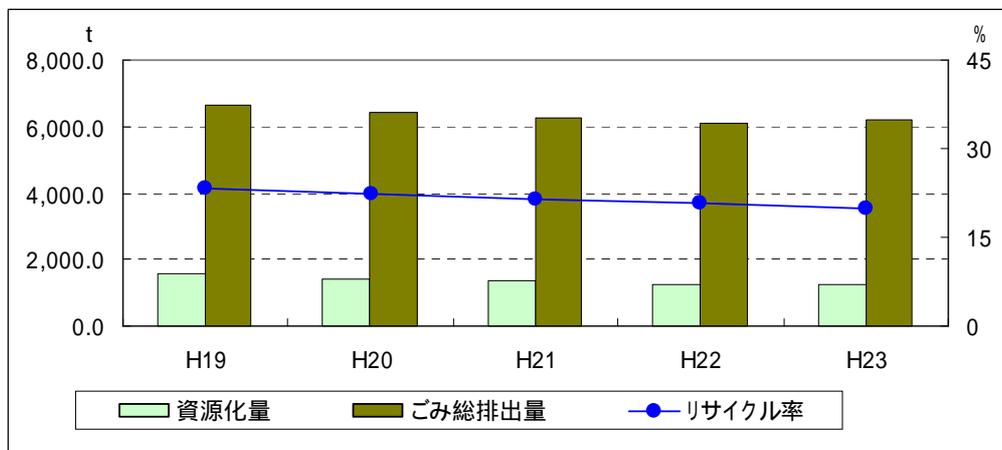


図３－５ 資源化量及びリサイクル率の推移

5. 焼却処理の実績

西濃環境整備組合西濃環境保全センターにおける過去5年間の焼却処理の実績は、表3-12及び搬入量と焼却残渣率の推移は、図3-6に示すとおりです。

表3-12 西濃環境保全センター焼却実績

項目		単位	H19	H20	H21	H22	H23
焼却量	西濃環境総搬入量	t	55,337	54,895	53,514	52,829	53,459
	北方町分搬入量	t	5,213	5,089	5,045	4,968	5,136
資源化量	スラグ	t	3,067	3,170	3,029	3,162	3,046
	メタル	t	373	378	367	332	420
残渣量	焼却残渣埋立量	t	1,910	1,658	1,657	1,763	1,659
	焼却残渣率	%	3.5	3.0	3.1	3.3	3.1
使用量	総余熱利用量	GJ	4,341	6,928	6,212	5,979	5,870
	購入電力量	MWh	14,916	14,800	14,000	13,785	14,025
	灯油使用量	kL	98	85	138	98	95
	A重油使用量	kL	53	55	51	62	103
	コークス使用量	t	1,707	1,578	1,538	1,772	1,514

備考：焼却残渣率 = 焼却残渣埋立量 ÷ 西濃環境総搬入量 × 100

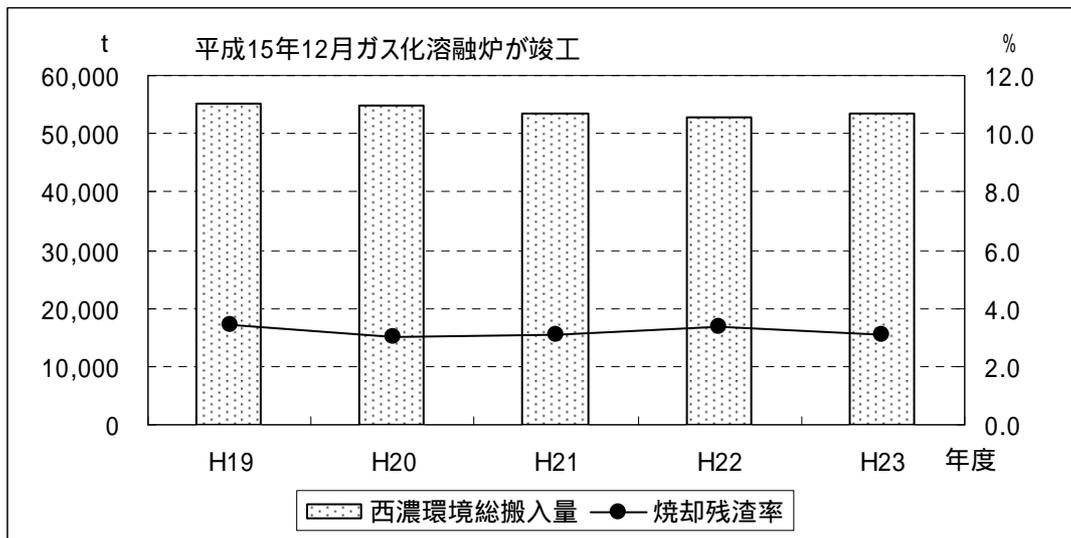


図3-6 搬入量と焼却残渣率の推移

6. ごみの性状

西濃環境整備組合西濃環境保全センターに搬入される可燃物のごみ質分析を年4回実施していますが、過去3年間の分析結果は、表3-13に示すとおりです。

表3-13 可燃ごみ質分析結果

項目			平成21年度				平成22年度				平成23年度			
			H21.4	H21.8	H21.12	H22.2	H22.4	H22.8	H22.12	H23.2	H23.4	H23.6	H23.10	H24.2
ごみ組成分析	紙、布類	%	44.4	51.5	33.4	49.3	40.8	31.3	38.5	40.8	51.9	34.1	42.3	50.8
	ビニール・合成樹脂、ゴム、皮革類	%	22.8	26.9	34.5	26.6	36.1	25.3	25.2	29.5	16.6	40.3	42.0	26.3
	木、竹、ワラ類	%	5.9	5.1	9.0	3.6	6.6	5.2	3.6	10.6	7.2	7.8	1.8	3.5
	ちゅう芥類	%	1.3	3.2	6.5	9.7	1.9	5.0	5.0	10.6	2.9	7.1	9.2	16.6
	不燃物類	%	8.1	7.5	4.3	4.3	7.3	17.5	17.5	3.8	4.6	9.1	1.2	0.4
	その他	%	17.5	5.8	12.3	6.5	7.3	15.7	10.2	4.7	16.8	1.6	3.5	2.4
	単位容積重量	kg/m ³	249	216	179	229	175	242	208	186	223	136	150	172
三成分	水分	%	42.4	50.7	44.5	51.3	48.9	39.3	41.5	46.0	42.3	49.6	39.7	46.9
	灰分	%	17.0	12.0	13.2	12.4	13.6	18.9	20.6	12.4	27.9	10.2	8.2	5.0
	可燃分	%	40.6	37.3	42.3	36.3	37.5	41.8	37.9	41.6	29.8	40.2	52.1	48.1
低位発熱量(計算値)		kJ/kg	6,580	5,750	6,850	5,550	5,840	6,890	6,100	6,680	4,550	6,330	8,820	7,880
実測値	乾物発熱量	kJ/kg	13,600	16,900	16,500	16,600	16,100	14,700	14,300	17,700	12,100	23,800	21,700	21,800
	高位発熱量	kJ/kg	7,840	8,530	9,160	8,060	8,220	8,920	8,360	9,550	7,000	12,000	13,100	11,600
	低位発熱量	kJ/kg	6,210	6,380	7,330	6,120	6,380	7,150	6,690	7,490	5,280	9,880	11,000	9,610

出典：西濃環境整備組合

7. 最終処分の実績

本町は、一般廃棄物最終処分場を保有していないため、不燃物の最終処分を民間業者に委託しています。

処分量は、表3-14、表3-15及び図3-7に示すとおりです。

なお、西濃環境保全センターから排出される焼却残渣のうち、本町割り当て分の焼却残渣も委託処分を行っています。

表3-14 西濃環境埋立量（北方町分）

項目	単位	H19	H20	H21	H22	H23
西濃環境埋立量 (北方町分)	t	179.9	153.7	156.2	165.8	159.4

表3-15 不燃物埋立量

項目	単位	H19	H20	H21	H22	H23
不燃物	t	16.1	7.7	4.4	1.1	2.2
不燃残渣 (北方町リサイクルセンター)		24.6	11.7	1.6	4.6	4.1

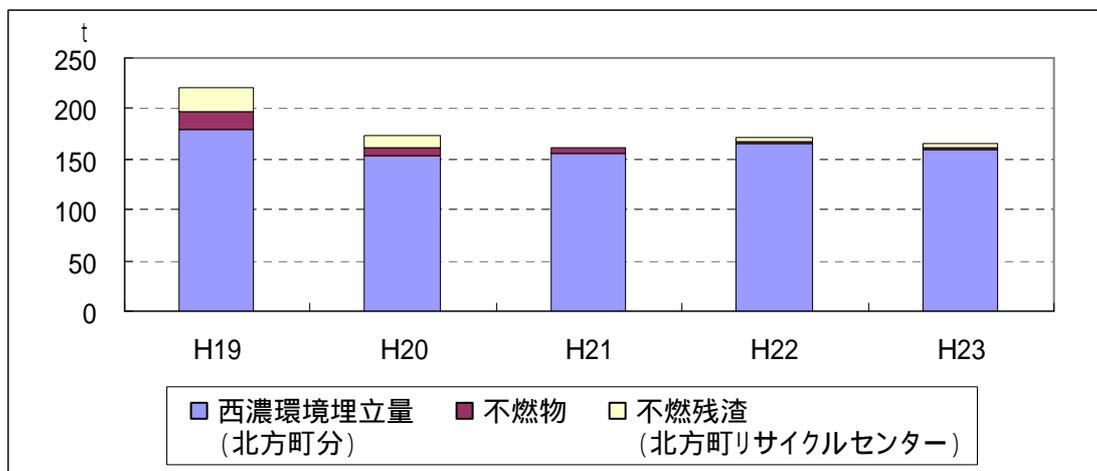


図3-7 最終処分量

8. 温室効果ガス排出量の状況

廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の算定については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル 平成 18 年 11 月 環境省・経済産業省」に基づいて算出を行いました。

その結果は、表 3 - 16 及び図 3 - 8 に示すとおりです。

温室効果ガス排出量のほとんどが中間処理（焼却処理）過程で発生しており、年間約 4,144 t が排出され、人口 1 人 1 日あたり排出量は約 613 g となります。

表 3 - 16 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量（平成 23 年度）

排出源	活動量		二酸化炭素		メタン		一酸化二窒素	
	使用量	単位	排出係数 (kg-CO ₂ /単位)	排出量 (kg)	排出係数 (kg-CH ₄ /単位)	排出量 (kg)	排出係数 (kg-N ₂ O/単位)	排出量 (kg)
電気使用量	1,408,966	kWh	0.555	781,975.97	-	-	-	-
燃料使用量	ガソリン	0	L	2.321660	0	-	-	-
	軽油	24,881	L	2.619247	65,170	-	-	-
	灯油	9,451	L	2.489483	23,528	0.00035	3	0.000021
	A重油	10,006	L	2.709630	27,113	-	-	-
	液化石油ガス（LPG）	29	kg	3.000287	86	0.00023	0	0.0000045
	都市ガス	104	m ³	2.079660	216	0.00018	0	0.0000036
	コークス	145,356	kg	3.244800	471,650	-	-	-
自動車の走行距離	62,305	km	-	-	車種により変動	1	車種により変動	1
一般廃棄物の焼却量（プラごみ）	996	t	2,695	2,683,185	0.001	5	0.0565	290
一般廃棄物の焼却量（合成繊維）	68	t	2,290	292	-	-	-	-
各温室効果ガスの排出量		kg		4,053,217		9		291
二酸化炭素換算値		kg-CO ₂		-		193		90,289
温室効果ガスの総排出量		kg-CO ₂						4,143,699
1人一日あたりの温室効果ガスの排出量		g-CO ₂						613

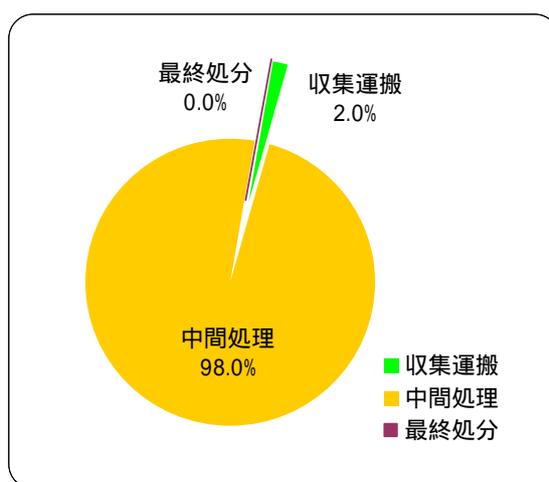


図 3 - 8 処理工程別温室効果ガス排出量

9. ごみ処理の評価

本町における一般廃棄物処理システムについて、環境負荷を出来るだけ低減する「循環型社会づくり」という面から見た処理システムの水準、住民に対する「公共サービス」という面から見た処理システムの水準及び処理システムの「費用対効果」から評価を行いました。

特に、「循環型社会づくりという面から見た処理システムの水準」に係る評価軸については、循環型社会形成推進基本計画において社会におけるものの流れ全体を把握する物質フロー指標として3つの指標（資源生産性、循環利用率及び最終処分量）が設けられていること及び「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」において減量化の目標として3つの目標値（排出量、再生利用量及び最終処分量）が設けられていること、さらには「地球温暖化防止」のための京都議定書目標達成計画において、廃棄物分野に係る施策及び対策が盛り込まれていることを考慮しました。

客観的な評価の方法は、標準的な評価項目について数値化し、当該数値について、「全国又は都道府県における平均値や類似団体の平均値を基準値とした比較による評価」を評価項目の基準値としました。

なお、基準値の算出は環境省が行っている「一般廃棄物処理事業実態調査（平成22年度及び18年度）」よりデータを抽出し、平均値の算出に際しては、廃棄物の処理量や人口などを加味した加重平均を用いています。

本町の評価値は、評価項目の基準値を100としたときの指標値の比率（指数）で表しています。

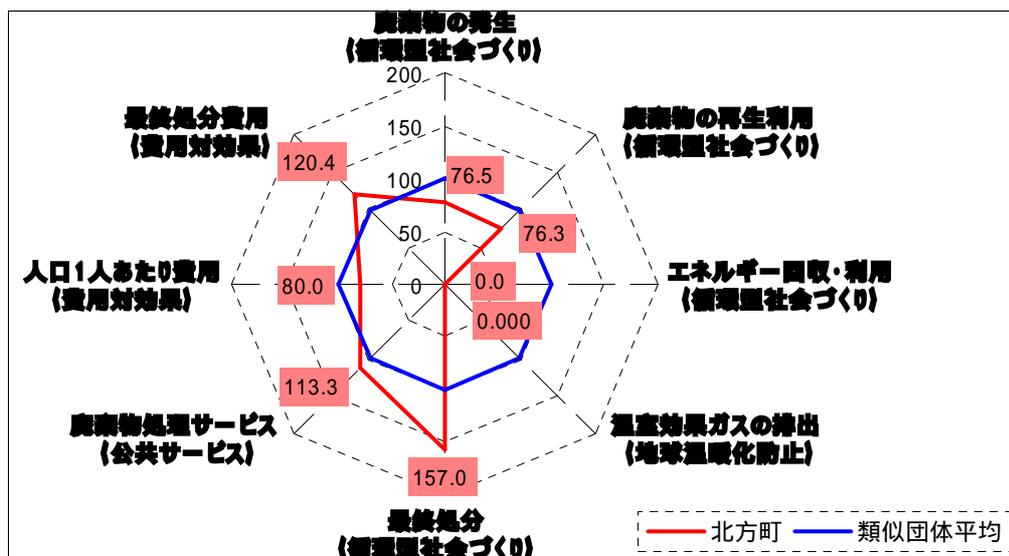


図3-9 一般廃棄物処理システムの評価

（１）廃棄物の発生 《 循環型社会づくり 》

本町における人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量は、全国平均及び岐阜県の平均より下回っていますが、西濃環境整備組合管内及び同規模人口町の平均値より高い値です。

同規模人口町の平均値 0.735kg/人・日を基準値とした評価値は **76.5** でした。

$$\text{人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量} = \text{ごみ総排出量} \div \text{人口} \div 365 \text{ or } 366$$

表 3 - 17 人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量の比較

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
北方町		1.057	0.994	0.951	0.925	0.907
西濃環境整備管内	大垣市	1.321	1.310	1.243	1.181	1.122
	瑞穂市	0.980	0.953	0.931	0.917	0.856
	本巣市	0.900	0.869	0.878	0.854	0.827
	神戸町	1.067	0.945	0.899	0.818	0.813
	輪之内町	0.828	0.855	0.918	0.833	0.874
	安八町	0.908	0.875	0.899	0.882	0.853
	揖斐川町	0.627	0.717	0.769	0.706	0.714
	大野町	0.653	0.689	0.690	0.668	0.672
	池田町	0.743	0.741	0.720	0.753	0.740
	平均	0.892	0.884	0.883	0.846	0.830
同規模人口町	I 県 S 町	1.109	1.010	0.973	0.950	0.943
	T 県 I 町	0.778	0.737	0.733	0.716	0.701
	F 県 E 町	0.815	0.800	0.770	0.769	0.769
	H 県 S 町	0.421	0.421	0.452	0.458	0.456
	M 県 S 町	0.642	0.682	0.727	0.755	0.804
	平均	0.753	0.730	0.731	0.730	0.735
岐阜県	1.060	1.030	1.013	0.991	0.960	
全国	1.115	1.092	1.033	0.994	0.976	

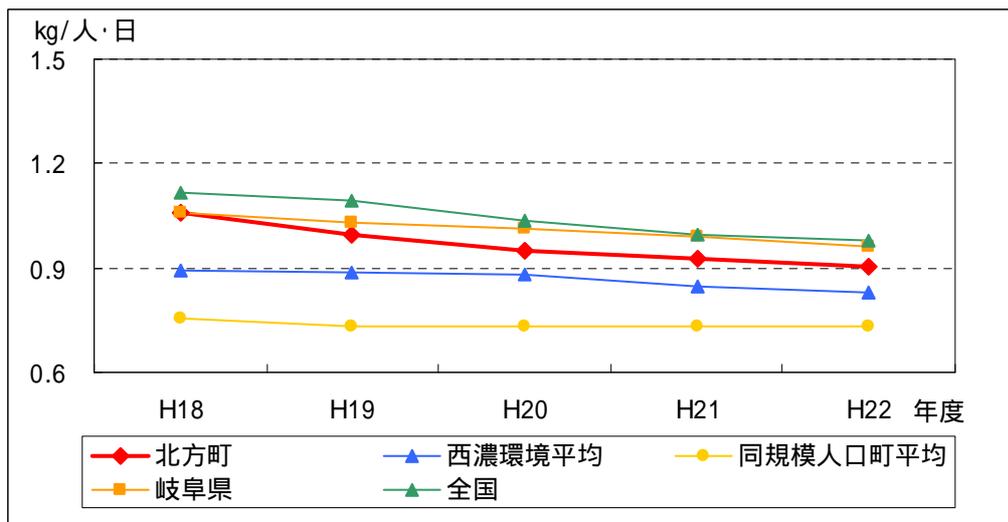


図 3 - 10 人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量の比較

(2) 廃棄物の再生利用 《 循環型社会づくり 》

本町における平成 22 年度のリサイクル率は、全国平均と同じ値ですが、岐阜県の平均、西濃環境整備組合管内の平均を下回っています。平成 22 年度における国の目標値である 24%も達成していないので、さらなるリサイクル率の向上が求められます。

同規模人口町の平均値 27.3%を基準値とした評価値は **76.3** でした。

$$\text{リサイクル率} = \text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量} \times 100$$

表3 - 18 リサイクル率の比較

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
北方町		23.2	23.4	22.3	21.6	20.8
西濃環境整備管内	大垣市	19.1	19.2	19.9	21.2	21.3
	瑞穂市	16.5	12.8	13.8	21.3	18.7
	本巣市	23.6	24.4	24.0	23.5	23.6
	神戸町	19.0	22.4	22.6	17.6	17.3
	輪之内町	28.4	29.7	27.5	29.9	27.3
	安八町	21.1	23.5	23.8	23.5	22.9
	揖斐川町	17.2	29.0	36.7	30.8	28.8
	大野町	25.8	23.5	21.5	21.5	20.6
	池田町	29.6	29.1	28.8	29.4	29.5
	平均	22.3	23.7	24.3	24.3	23.3
同規模人口町	I 県 S 町	20.1	28.3	30.3	29.6	26.4
	T 県 I 町	21.6	22.8	23.7	23.9	23.5
	F 県 E 町	18.0	18.9	20.0	19.3	18.7
	H 県 S 町	63.2	60.9	53.9	53.7	54.2
	M 県 S 町	16.5	16.9	14.5	14.4	13.5
	平均	27.9	29.6	28.5	28.2	27.3
岐阜県	22.7	23.0	22.9	22.8	22.4	
全 国	19.6	20.3	20.3	20.5	20.8	

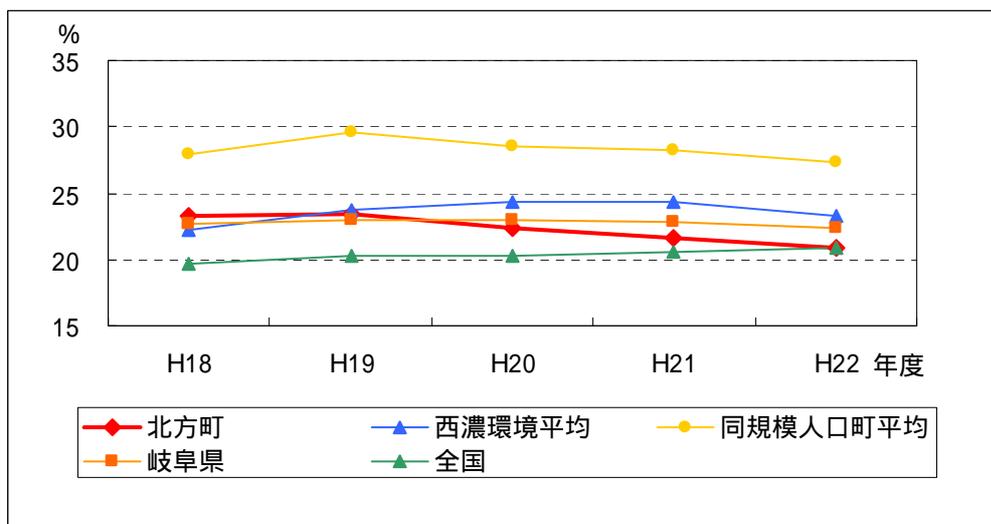


図 3 - 11 リサイクル率の比較

（３）エネルギーの回収・利用 《 循環型社会づくり 》

本町の可燃ごみは西濃環境整備組合のごみ処理施設において、焼却処理が行われているため、西濃環境整備組合におけるエネルギー回収量を算出しました。

西濃環境整備組合では、ごみ焼却時のエネルギー（余熱）を回収して併設する屋内温水プール「ゆ～みんぐ」や焼却施設内の冷暖房に使用しています。

しかしながら、総余熱利用量以上に電気や燃料などのエネルギー使用量が大きいために、エネルギー回収量はマイナスとなり、評価値は0となります。

なお、基準値は「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成18年度実績版）」より本町と同規模の町の平均値、272MJ/tを採用しました。

表3 - 19 西濃環境整備組合におけるエネルギー回収量等

項目	単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22
総余熱利用量 (屋内温水プール等)	MJ	447,435	421,982	408,955	642,257	585,598	562,261
エネルギー使用量	MJ	12,744,367	11,908,809	10,435,025	9,831,973	9,787,691	10,246,575
購入電力量	MJ	5,725,501	5,527,433	5,061,493	4,940,618	4,757,100	4,666,772
	kWh	1,590,417	1,535,398	1,405,970	1,372,394	1,321,417	1,296,326
灯油使用量	MJ	493,463	340,090	338,949	290,320	478,164	336,965
	KL	13	9	9	8	13	9
A重油使用量	MJ	286,525	277,632	194,267	197,787	188,107	227,047
	KL	7	7	5	5	5	6
コークス使用量	MJ	6,238,878	5,763,653	4,840,316	4,403,248	4,364,320	5,015,791
	t	207	191	161	146	145	167
エネルギー回収量(全体) (-)	MJ	-12,296,932	-11,486,827	-10,026,070	-9,189,717	-9,202,093	-9,684,314
ごみ処理量	t	5,716	5,518	5,213	5,089	5,045	4,968
エネルギー回収量 (÷)	MJ/t	-2,151	-2,082	-1,923	-1,806	-1,824	-1,949

(4) 最終処分 《循環型社会づくり》

本町における廃棄物のうち最終処分されるものの割合（最終処分率）は、全国平均、岐阜県の平均、西濃環境管内の平均のどの値より下回っており、中間処理における減量が適切に実施されています。

同規模人口町の平均値 0.08 t/t を基準値とした評価値は **157.0** でした。

$$\text{最終処分率} = \text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量} \times 100$$

表3 - 20 最終処分率の比較

単位：t/t

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
北方町		0.04	0.04	0.03	0.03	0.03
西濃環境管内	大垣市	0.17	0.13	0.12	0.08	0.07
	瑞穂市	0.02	0.02	0.05	0.02	0.03
	本巣市	0.04	0.03	0.03	0.03	0.02
	神戸町	0.26	0.17	0.13	0.08	0.09
	輪之内町	0.19	0.20	0.22	0.15	0.16
	安八町	0.11	0.11	0.09	0.06	0.06
	揖斐川町	0.10	0.06	0.04	0.05	0.06
	大野町	0.04	0.04	0.02	0.02	0.11
	池田町	0.04	0.03	0.03	0.03	0.04
	平均	0.11	0.09	0.08	0.06	0.07
同規模人口町	I 県 S 町	0.12	0.04	0.04	0.04	0.04
	T 県 I 町	0.11	0.09	0.07	0.07	0.06
	F 県 E 町	0.12	0.12	0.12	0.13	0.14
	H 県 S 町	0.00	0.00	0.03	0.03	0.03
	M 県 S 町	0.11	0.12	0.12	0.10	0.11
	平均	0.09	0.07	0.08	0.07	0.08
岐阜県	0.10	0.09	0.08	0.08	0.08	
全 国	0.13	0.12	0.11	0.11	0.11	

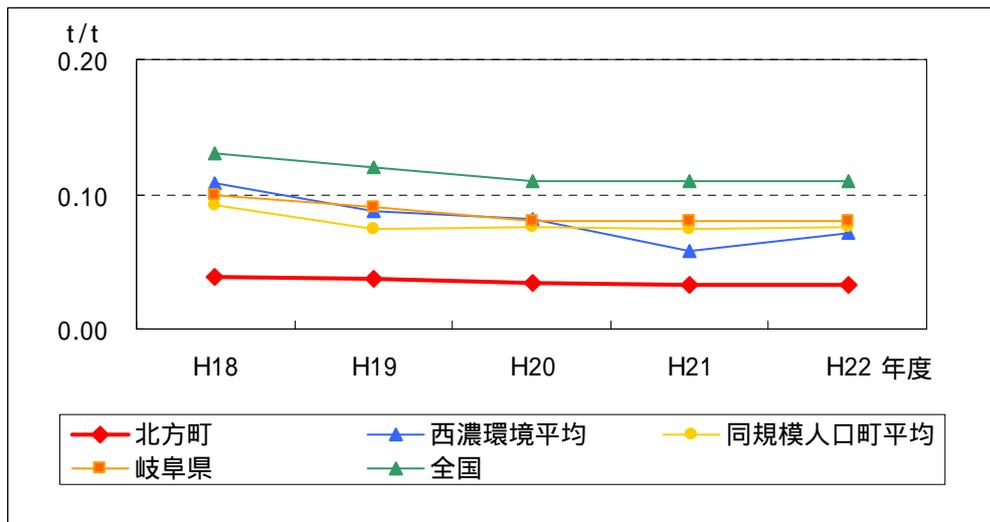


図3 - 12 最終処分率の比較

（５）温室効果ガスの排出 《 地球温暖化防止 》

平成 18 年度における廃棄物処理に伴い排出された人口 1 人 1 日あたり温室効果ガス排出量は 0.788kg-CO₂ でした。京都議定書目標達成計画で示されている 0.313kg-CO₂（基準値）を上回っており、同規模人口町の平均値 0.300kg -CO₂ を基準値とした評価値は 0 でした。

なお、他市町村と比較して本町の温室効果ガス排出量が多いのは、西濃環境保全センターの焼却施設が、ガス化高温溶融一体型直接溶融炉方式を採用し、コークスを燃料にスラグを採取していること及び西濃環境保全センターの収集区域には、プラ容器の分別収集を実施していない市町があり、可燃ごみ中のプラスチックの割合が高いためです。

表 3 - 21 廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口
1 人 1 日あたり排出量（平成 18 年度）

市町村名	人口	平成18年度	
北方町	17,791	0.788	
同規模人口町	I 県 S 町	19,249	0.374
	T 県 I 町	19,006	0.157
	F 県 E 町	20,053	0.411
	H 県 S 町	19,364	0.176
	M 県 S 町	19,304	0.140
	I 県 O 町	18,790	0.520
	T 県 K 町	19,444	0.477
	M 県 K 町	19,507	-
	E 県 U 町	20,247	0.266
	K 県 Y 町	19,310	0.178
	平均	19,427	0.300

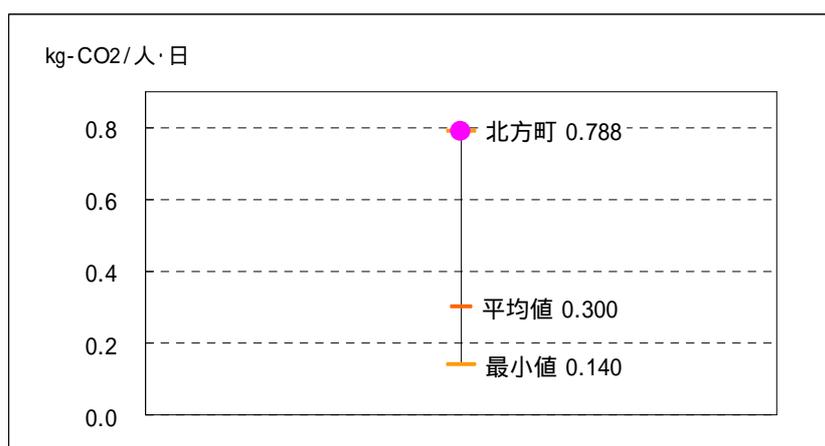


図 3 - 13 廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口
1 人 1 日あたり排出量（平成 18 年度）

(6) 廃棄物処理サービス 《 公共サービス 》

廃棄物処理サービスについて、家庭ごみに関するアンケートを平成24年7月1日～7月31日に実施しました。

【概要】 調査票配布数：1,000件 有効回答数：577件(57.7%)
 調査方法：郵送 調査対象：無作為抽出

廃棄物処理サービスについての満足度については、以下の設問が対象となります。

【設問】

- 問3：可燃ごみの収集回数は少ないと思いますか？
- 問4：可燃物以外の収集回数は少ないと思いますか？
- 問6：家庭の粗大ごみの処理料金は高いと思いますか？
- 問12：北方町はごみ減量やリサイクルに努力していると思いますか？
- 問13：ごみ処理や3R(ごみ減量・再使用・リサイクル)の情報公開や提供に満足していますか？
- 問15：北方町のごみ行政について、あなたはどの程度満足していますか？
- 問16：北方町の街の清潔さに関して、あなたはどの程度満足していますか？

・集計方法

- i 「満足している」5点、「やや満足している」4点、「やや不満である」2点、「不満である」を1点として設問毎に回答の平均得点を算出しました。「分からない」及び無回答は有効回答数に加えませんでした。(平均得点を算出する際の有効回答者数に加えない)平均得点が3.0点以上となれば、よく評価していると判断できます。
 なお、問3、問4、問6については、「そう思わない」5点、「あまりそう思わない」4点、「ややそう思う」2点、「そう思う」を1点としています。
 問12、問13については、「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」を1点としています。問15、問16については、「満足している」5点、「やや満足している」4点、「やや不満である」2点、「不満である」を1点としています。
- ii 設問毎に平均得点を算出します。(得点の合計÷有効回答者数)なお、それぞれの平均得点が住民満足度に関する補足指標となります。
- iii 設問毎の平均得点の平均値を算出し、住民満足度の総合評価とします。
- iv 「分からない」及び「無回答」は回収数に対する割合を算出することにより、住民の認知度を測る指標として活用できます。

・集計結果

表 3 - 22 アンケート調査集計結果

得点	5	4	2	1	0	各問ごとの					
分類	そう 思わない	あまり そう 思わない	やや そう 思う	そう 思う	わか ら ない	総回 答数	有効 回答数	得点	平均 得点	無回答	認知度
問 3	293	189	54	32	6	574	568	2,361	4.2	3	1.6
問 4	183	141	138	98	11	571	560	1,853	3.3	6	2.9
問 6	78	109	161	192	36	576	540	1,340	2.5	1	6.4
分類	そう 思う	やや そう 思う	あまり そう 思わない	そう 思わない	わか ら ない	総回 答数	有効 回答数	得点	平均 得点	無回答	認知度
問 1 2	131	222	98	24	76	551	475	1,763	3.7	26	17.7
問 1 3	50	143	171	54	127	545	418	1,218	2.9	32	27.6
分類	満足して いる	やや 満足して いる	やや 不満で ある	不満で ある	わか ら ない	総回 答数	有効 回答数	得点	平均 得点	無回答	認知度
問 1 5	84	275	90	26	78	553	475	1,726	3.6	24	17.7
問 1 6	82	306	86	19	52	545	493	1,825	3.7	32	14.6

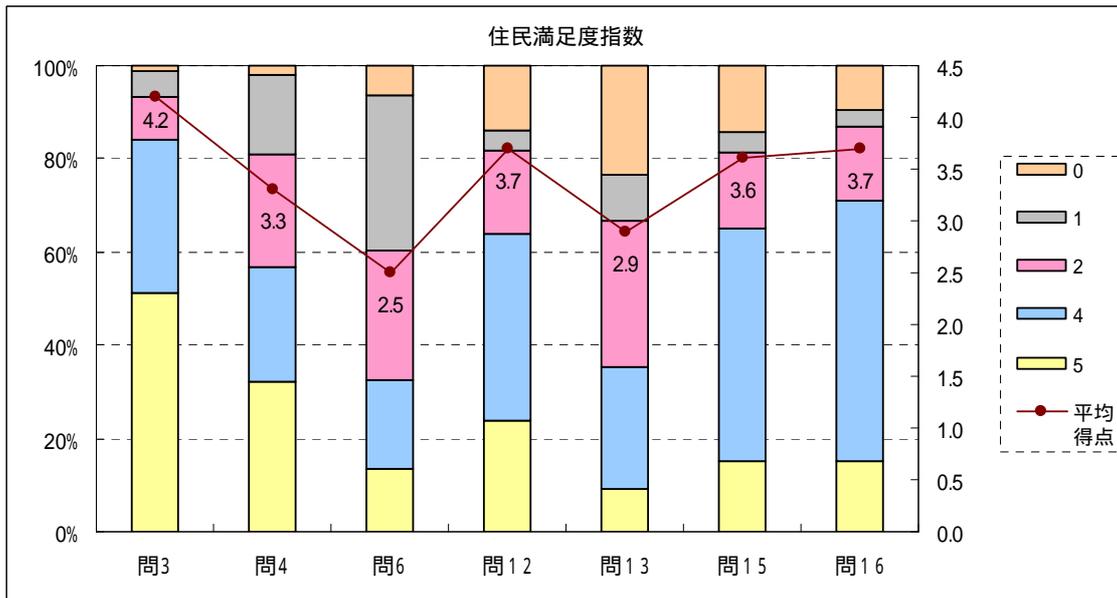


図 3 - 14 アンケート調査結果

5つの設問ごとの平均得点を算出した結果は「3.4点」でした。平均得点が3点（基準値）以上の場合、評価が良いと判断できることから、廃棄物処理サービスに満足していると考えられ、評価値は113.3となりました。

しかしながら、「ごみ処理や3R（ごみ減量・再使用・リサイクル）の情報公開や提供に満足していますか？」の設問においては、それほど点数が高くないため、今後、対策が必要です。

(7) 人口1人あたりの処理費用《費用対効果》

本町における人口1人あたりの年間処理費用は、全国平均及び岐阜県の平均を下回っているものの、西濃環境管内の平均および同人口規模町の平均のいずれも上回っています。

同人口規模町の平均値 10,760 円を基準値とした評価値は **80.0** でした。

$$\text{人口1人あたりの処理費用} = (\text{経常費用} - \text{経常収益}) \div \text{人口}$$

表3-23 人口1人あたりの処理費用の比較

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	
北方町	17,369	15,894	15,325	14,760	12,916	
西濃環境管内	大垣市	11,185	11,391	10,216	10,549	10,324
	瑞穂市	11,441	11,751	9,620	11,125	9,925
	本巣市	12,576	12,849	22,571	12,679	12,553
	神戸町	7,299	8,152	3,718	9,105	8,711
	輪之内町	7,133	8,124	11,853	8,201	8,147
	安八町	7,382	7,913	22,388	7,630	7,609
	揖斐川町	12,826	14,794	10,240	14,018	14,776
	大野町	10,057	10,659	9,350	10,133	9,215
	池田町	8,554	8,329	9,289	8,723	8,558
	平均	9,828	10,440	12,138	10,240	9,980
同規模人口町	I県S町	13,530	18,144	16,378	15,788	15,842
	T県I町	10,478	9,995	9,737	9,797	9,212
	F県E町	7,295	7,956	8,257	8,508	8,903
	H県S町	11,527	10,867	11,480	11,205	11,464
	M県S町	5,503	581	7,054	7,435	8,377
	平均	9,667	9,509	10,581	10,547	10,760
岐阜県	10,725	10,246	11,575	13,228	12,471	
全 国	11,202	11,096	11,102	11,345	11,168	

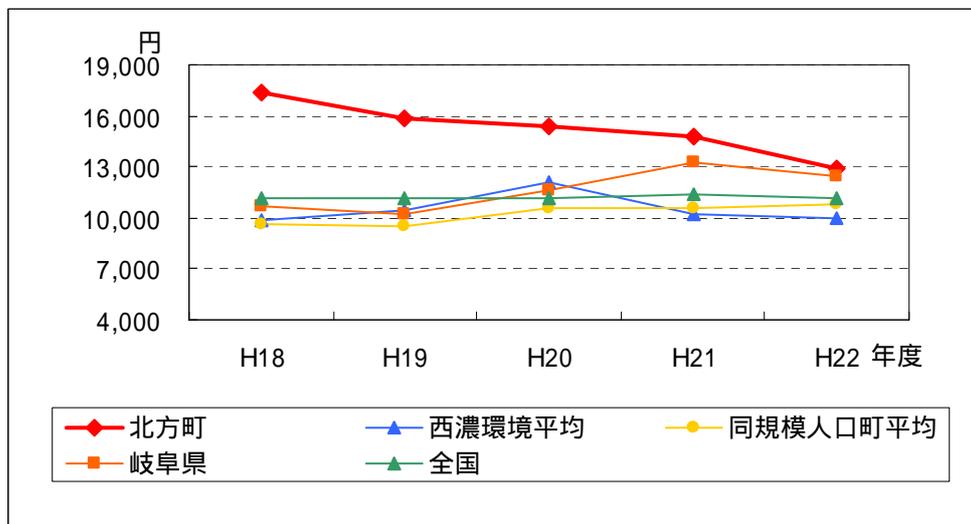


図3-15 人口1人あたりの処理費用の比較

（ 8 ）最終処分減量に要する費用《 費用対効果 》

本町における最終処分減量に要する費用は、35,284 円/t でした。

「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成 22 年度実績版）」より抽出した、本町と同規模町の平均値 44,337 円/t を基準値とした評価値は **120.4** となりました。

$$\text{最終処分減量に要する費用} = \frac{\text{最終処分減量に要する総費用}}{(\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団回収量} - \text{最終処分量})}$$

表 3 - 24 最終処分減量に要する費用の比較

単位：円/t			
市町村名	人口	平成22年度	
北方町	18,021	35,284	
同規模の都市	I 県 S 町	18,392	47,853
	T 県 I 町	18,528	38,217
	F 県 E 町	19,702	33,539
	H 県 S 町	18,166	71,221
	M 県 S 町	18,688	31,324
	I 県 O 町	18,243	36,858
	T 県 K 町	18,483	23,365
	M 県 K 町	18,626	58,178
	E 県 U 町	18,938	52,375
	K 県 Y 町	18,072	50,444
	平均	18,584	44,337

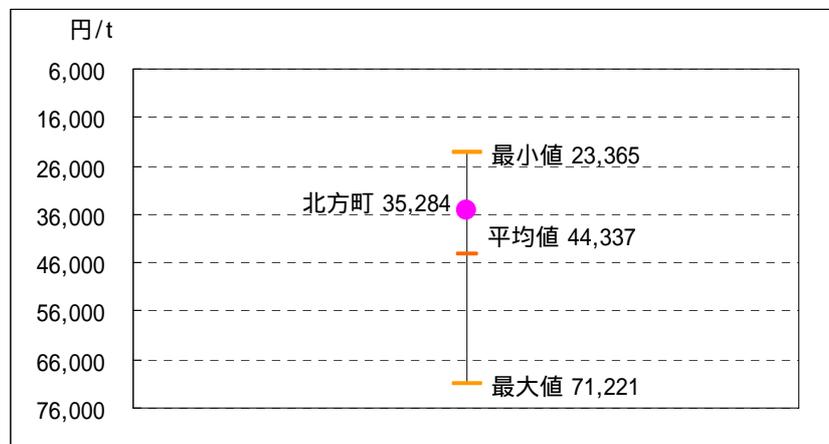


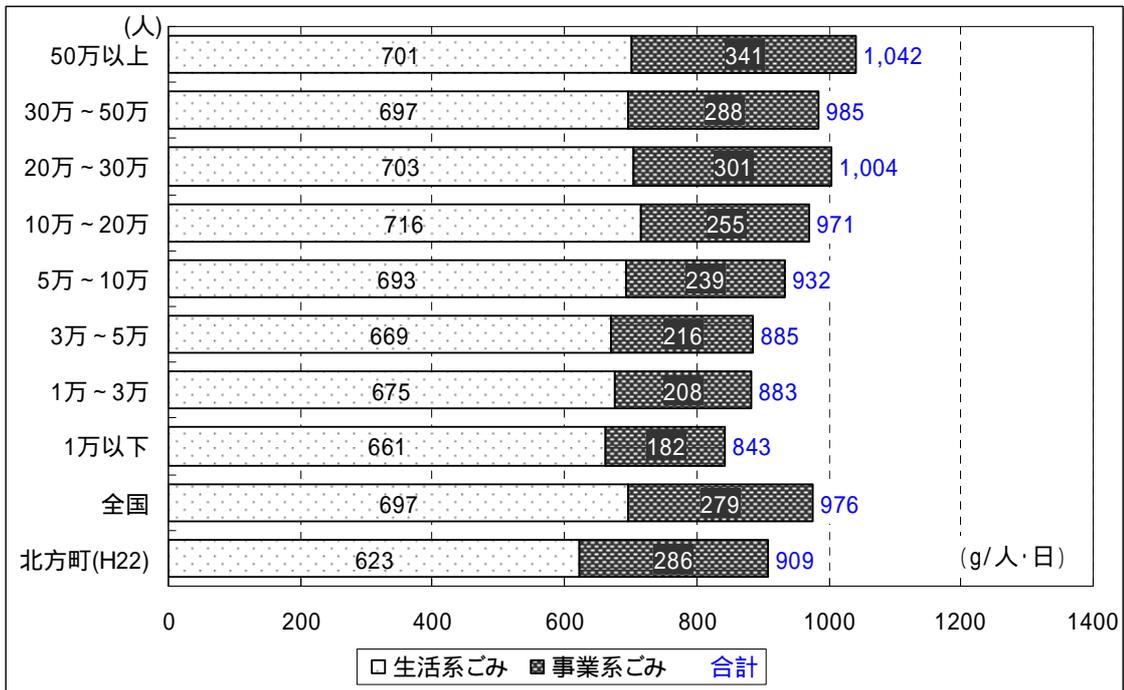
図 3 - 16 最終処分減量に要する費用の比較

10. ごみ処理の課題

(1) 排出抑制

本町の平成22年度における人口1人あたりごみ総排出量は909g/人・日となっており、人口規模1万～3万人の都市における地域の人口1人あたりごみ総排出量(883g/人・日：平成22年度実績)と比較すると本町の方が多い状況です。

国においては、平成27年度(対平成12年度比)までに約10%のごみ排出量の削減を目指し、ごみの減量化を推進していることから、本町においても発生・排出抑制に努める必要があります。



出典：環境省「日本の廃棄物処理 平成22年度版」

図3-17 市町村の人口規模別1人1日あたりごみ総排出量(平成22年度実績)

(2) 収集・運搬

本町の世帯数は増加傾向にあり、これに伴って設置されているごみステーションも増加が見込まれます。このため、ステーションの新規設置だけでなく、アンケート調査結果によると資源ごみの収集回数(1回/月)が少ないと回答している人が多いため、効率的なごみ収集の方法・体制を検討する必要があります。

(3) 中間処理

本町の可燃物を処理する西濃環境整備組合の施設(90t/24h×3炉)のうち1炉は、平成15年度にガス化熔融炉に更新しました。旧炉(90t/24h×2炉 平成3年3月竣工)の老朽化が問題であるため、更新時期が課題としてあげられます。

（４）最終処分

本町は一般廃棄物最終処分場を保有しておらず、不燃物については民間業者に委託処分しています。

地域内処分の原則や、安定した最終処分場の確保等から、単独もしくは広域で最終処分場の建設を検討する必要があります。

（５）不法投棄対策

アンケートによると、道路や河川敷にごみが捨ててあると感じている人が多いため、不法投棄対策が必要となります。

（６）情報発信と具体的な行動

アンケート調査結果でも明らかなように、多くの町民の方はごみに関する情報提供に満足されていません。

本町では、ごみに関する情報は、ごみカレンダーの他、ホームページならびに広報に掲載をしていますが、ごみ処理の流れや処理コストなど、ごみ処理行政に関する情報が不足しています。

町民の環境意識の高揚を図るため、ごみに関する情報の内容及び量の充実を早急に図る必要があります。

11. ごみ処理行政の動向

平成23年3月11日に発生したマグニチュード9.0の巨大地震「東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)」により、我が国は未曾有の災害に見舞われました。震災前から経済が長期間低迷を続けた中で、東日本の復興を支え、震災前から直面していた課題に対応するため、日本の再生に向けた取り組みも再スタートしなければなりません。

平成23年5月に閣議決定された「政策推進指針～日本の再生に向けて～」においては、「日本再生に向けた再始動」として新たな成長へ向けた戦略の「質的転換」を通じて、柔構造の経済、産業、地域社会を再構築するとともに、これらを支える人材の育成を行い、力強い日本を再生させる方針が示されました。

さらに、人を大切にし、命を守るという環境行政の基本的な姿勢を堅持し、安全・安心な生活を実現するための取り組みを、引き続き着実に実行していくことも必要です。

このような基本認識の下、廃棄物分野においては、「日本とアジアの安定した成長を支える循環型社会実現に向けた取り組み」が展開されています。

また、環境保全是人類の生存基盤に関わる極めて重大な課題となっていることをふまえて、環境省において平成20年3月には循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画が改定されました。この計画では以下に示す7つの内容を充実・強化し、循環型社会の形成が一層推進されています。

第2次循環型社会形成推進基本計画のポイント

環境の保全を前提とした循環型社会の形成
 循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取り組みの統合
 地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築
 数値目標の拡充に加え、補助目標やモニタリング指標を導入
 各主体が連携・協働した3Rの取り組み
 3Rの技術とシステムの高度化
 国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割

市町村における一般廃棄物の処理においても、平成 20 年 6 月に環境省廃棄物対策課より出されたごみ処理基本計画策定通知では、平成 19 年 6 月に提示された「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」及び「一般廃棄物有料化の手引き」を活用し、地域住民への情報開示を行い、理解と協力を得ながら 3R 化改革を進めるべきであるとされており、以下の 3 つのポイントが示されています。

ごみ処理基本計画策定通知のポイント

環境保全の重要性

廃棄物処理法の目的は「生活環境の保全と公衆衛生の向上」であり、市町村の一般廃棄物行政においても環境保全を前提とし、国民の安全・安心が確保されることを軸としての循環型社会の形成を推進する。

市町村一般廃棄物処理責任の性格

市町村は一般廃棄物の処理において統括的な責任を有し、自ら処理を行う場合はもとより、他社に委託して処理を行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有する。

一般廃棄物処理計画の策定及び適用

ごみ排出量の傾向や環境保全の重要性等も踏まえ、一般廃棄物処理計画策定及び適用にあたっては長期的展望を持って対処するとともに、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理施設や体制とする。

廃棄物の減量化・資源化は、このような「循環型社会の形成」を通じて、現代社会の最大の問題の 1 つである気候変動の原因である二酸化炭素の削減、あるいは地方行政の課題の 1 つである財政支出の削減に寄与するものであり、これらの観点からもそれぞれの地域において自立的な「循環型社会の形成」が求められています。

地方自治体におけるごみ処理行政においては、国や都道府県の設定した削減目標を視野に入れつつも、市民や事業者とともに対話に基づいて施策方針を立て、計画策定段階だけでなく、計画の実施段階や評価段階においても住民や事業者とともにこれを推進し、行政・市民・事業者の間に信頼関係を構築し、協働によるごみ排出抑制等の取り組みを進めていくことが必要です。

第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本の方針

「この地球は私たちの祖先から受け取ったものではありません。未来の子供たちから預かっているのです。」私たちが未来の子供たちに豊かな環境を届けるためには、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築しなければなりません。

今後は、限りある自然・資源、環境と共生できる資源循環型・環境保全型の都市を構築していくという住民・事業者・行政の共通目標を確認し、循環型社会システムを実現するため、以下の基本的原則を設けます。

【廃棄物処理の基本的原則】

- I. できる限り廃棄物を出さない。(Reduce)
- II. 同じ形状のまま再利用する。(Reuse)
- III. 物質として再資源化し、再生品を優先利用する。(Material Recycle)
- IV. エネルギーを回収して利用する。(Thermal Recycle)
- V. やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。

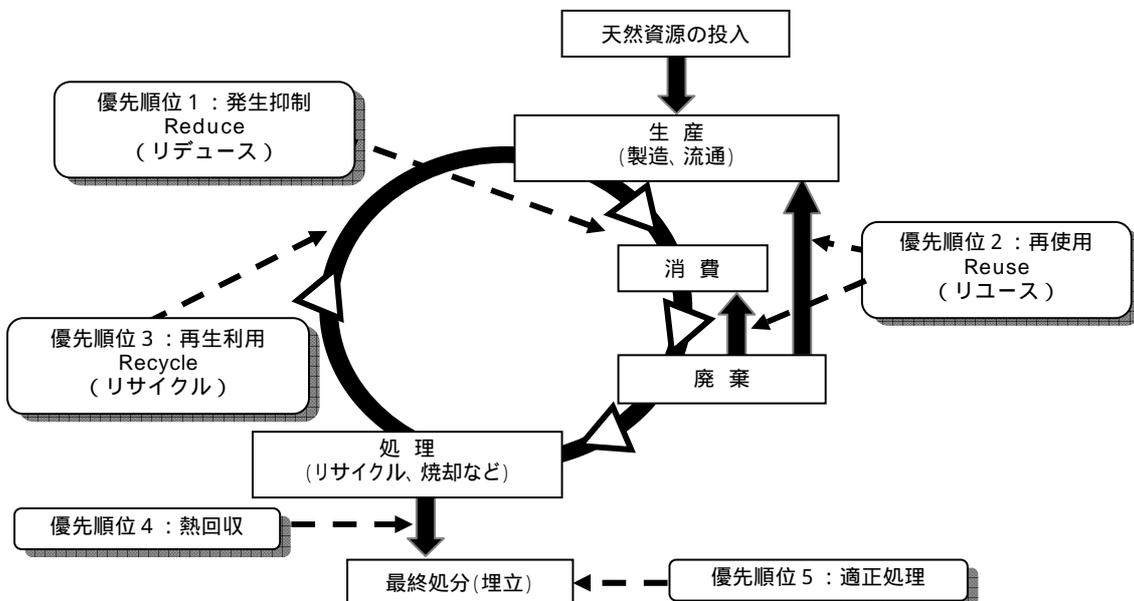


図4-1 循環型社会のイメージ

2. ごみの排出抑制・再資源化に関する目標

(1) ごみ排出量の削減目標

我が国の第2次循環型社会形成推進基本計画では、人口1人1日あたりごみ総排出量を平成12年度実績に対して平成27年度で10%削減（年間約0.7%削減）を目標に掲げています。

また、第2次岐阜県廃棄物処理計画では、平成21年度実績に対して平成28年で5%削減を目標に掲げています。

しかし、本町の人口1人1日あたりごみ総排出量は平成23年度918gで、平成12年度1,279gに対して72%と28%削減しています。

このため、本計画では人口1人1日あたりごみ総排出量を第1次目標年次である平成29年度までに、平成12年度実績から35%削減（平成21年度より10%削減）し、831g/人・日とし、その後、目標年次である平成39年度までは42%削減（平成21年度より17%削減）し、745g/人・日とします。

人口1人1日あたりごみ総排出量を、平成12年度実績1,279gと比べ、
平成29年度において、35%削減し831gとし、
平成39年度において、42%削減し745gとします。

(2) リサイクル率の目標

リサイクル率に関する国の方針としては、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月7日 環境省告示第34号）の変更案において、平成9年度の約11%を平成27年度に約25%に増加の目標を掲げています。

本町の平成23年度実績は19.8%であり、国の目標年度の目標値25%にまだ達していません。このため、本計画ではリサイクル率を第1次目標年次である平成29年度までに23.9%とすることを目標とし、その後、目標年次である平成39年度までに、27%とすることを目標とします。

リサイクル率を 平成29年度において、24%とし、
平成39年度において、27%とします。

(3) 最終処分量の削減目標

我が国の第2次循環型社会形成推進基本計画では、最終処分量を平成12年度実績に対して平成27年度で60%削減を目標に掲げています。

本町の不燃物及び西濃環境整備組合から割り当てられる焼却残渣の最終処分量の平成23年度実績166tは、平成12年度実績787tの21%のため、79%削減されており、国の目標年度の目標値60%削減を超えています。

そのため、本計画では第1次目標年次である平成29年度についても平成12年度実績から20.5%とし、79.5%の削減とします。その後、目標年次である平成39年度については18.4%とし、81.6%の削減することを目標とします。

最終処分量を、平成12年度実績787tと比べ、
平成29年度において、79.5%削減し161tとし、
平成39年度において、81.6%削減し145tとします。

3. ごみの排出抑制のための方策に関する事項

基本の方針にも示すように、廃棄物については、できる限り排出を抑制する、再使用する、再生利用する、熱回収する、やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理することを基本的原則とします。

ごみの排出抑制は最優先に検討されるものです。廃棄物の排出を抑制し、循環的利用を促進するためには、住民、事業者、行政が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要となります。

(1) 行政の役割

住民や事業者に廃棄物の減量がスムーズに進むように施策を講じるとともに、ごみ分別方法の見直しやごみ有料化の検討を実施するとともに、ごみの排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取り組みを促進します。

可燃ごみ有料化の実施

現在、可燃ごみは西濃環境整備組合の焼却施設で処理しています。

過去からの当組合の処理実績と比較すると、当町の排出量（年間1人あたり：人口換算）は組合管内で最も多くなっており、また、平成22年度のリサイクル率は4番目に少ない地域となっています。

このことから、可燃ごみを少なくし、リサイクル率を向上させることが重要であることが判ります。

現在、可燃ごみは45L袋にごみ処理券1枚を貼り排出することとなっています。ごみ処理券は1世帯1年につき、単身の世帯60枚、一般の世帯100枚を無料で交付（5人以上の世帯については申請により30枚/年を追加交付。）し、足りない場合は有料可燃ごみ処理券を1枚100円で販売していますが、アンケートの結果から無料配付について余る・丁度良いと回答した世帯が75%あり、少し足りないくらいがごみ減量化につながるという観点からすると、現状のごみ処理券の交付枚数については、ごみ減量化の対策としてはやや問題があることが判りました。

また、西濃環境整備組合構成市町をはじめとする県内の多くの市町村が指定袋制による有料化を導入しています。このことについては、ごみ有料化検討委員会から指定袋制による有料化導入が望ましいとの提言がされており、同制度の実施を目指します。

環境教育、普及啓発の充実

住民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な分別に関する適切な啓発や情報提供を行います。

また、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、小・中・高等学校や地域社会の場において、副読本の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に積極的に取り組みます。

多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業者に対する減量化計画の策定指導を徹底するなど計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じます。

容器包装廃棄物の排出抑制

廃棄物減量等推進協議会等の場を利用して、消費者、販売事業者、行政の連携・協働による地域レベルでのレジ袋の撤廃、過剰包装の抑制、リターナブル容器の利用促進に向けた方策について検討するとともに、消費者、販売事業者に対する普及・啓発に努めます。

環境物品等の使用促進

町自らも事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。

ごみに関する情報の提供の促進

環境意識の高揚を図るため、ごみに関する情報の内容及び量の充実を図り、ホームページ、広報、ごみカレンダー等にてごみ行政に係わる情報の提供を促進します。

(2) 住民の役割

住民は、商品の購入にあたって、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、使用にあたっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長時間使用することに努め、自ら排出するごみの排出抑制の取り組みを推進します。

住民団体による集団回収の促進等

子供会、PTA や自治体など住民団体による集団回収を促進します。行政は、資源類集団分別回収奨励金交付要綱による奨励金の交付によって、集団回収を支援します。

容器包装廃棄物の排出抑制

商品の購入に当たっては、自ら買い物袋やマイバッグ、リターナブル容器等を持参し、また、簡易包装化されている商品及び詰め替え可能な商品を用いている商品等を選択すること等によって、できる限り容器包装廃棄物の排出の抑制に取り組めます。

環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

再生品を使用するとともに、使い捨て品の使用を抑制します。また、可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択します。

（３）事業者の役割

製品の製造にあたっては、ごみが発生しにくい製品、長期使用可能な製品、再資源化しやすい製品の開発、製造に努めます。

販売にあたっては、ごみになりにくい製品や長期的使用可能な製品を積極的に取り扱います。

また、過剰包装をやめて簡易包装に努めます。

製造、販売した製品について、製造者、販売者が連携して修理・修繕体制を整備するとともに、回収・資源化ルートを確立します。

事業活動に伴って生じた廃棄物の排出抑制

ごみの発生抑制は経費削減につながります。原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出するごみの排出抑制に努めます。

廃棄物の発生抑制

製品の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等がごみとなった場合に適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できる商品の製造又は販売に努めます。

また、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売に努めます。

使い捨て容器の使用抑制

容器包装の利用、製造等にあたっては、容器包装の規格、材料、構造面における工夫を行い、リターナブル容器による惣菜の量り売り等の内容物の詰め替え方式を推進することにより、使い捨て容器の使用抑制に努めます。

食品廃棄物の排出抑制

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫することが望まれます。

外食産業においては、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合にメリットを付不する等のサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組むとともに、食品小売業や外食産業においては、このような自らの取組を適

切に情報提供すること等により、消費者の理解の促進に努めます。

4. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

本町における目標年度のごみの分別区分は、表4-1に示すとおりです。

表4-1 分別区分の将来計画

ごみの種類		内 容
可燃ごみ		生ごみ(水をよく切って)、くつした・ストッキング・下着・くつ・カバン(金属部分ははずし、短く切って)、ラップ類、家庭内の少量の剪定枝、ぬいぐるみ(50cm以下)、プラスチック製スポン・ストロー、シャンプーなどのボンブ、紙くず・紙おむつ(便はトイレへ)、木くず(直径7cm、50cm以下)、たばこの吸い殻など
不燃ごみ		ガラス類(ガラス製食器)、陶磁器類(陶磁器製食器類)、蛍光管・電球、その他不燃(使い捨てライター(*使い切るかガス抜きをする)、安全カミソリ(刃にはおおいを))など
粗大ごみ		掃除機、ポリバケツ、包丁、プラスチック製のおもちゃ、電子レンジ、ファンヒーター、スチール製家具、板ガラス、ハサミ、傘、ハンガー、自転車、ナベ類、ペンキの缶、ふとん、体温計、じゅうたん、CDプレイヤー、机、カーテン、プラスチック製植木鉢・プランター、DVD、CD、ビデオ・カセットテープ、タンス、イスなど(・小さいものは分別して中が見える袋に入れておいてください。・ペンキ、油などの缶は、中身を抜いて出してください。・事業系のごみは、持込めません。)
資源ごみ	古着	衣類(・中が見える袋に入れる、ひもでしばってください。・カーテン、シャツ、毛布、座布団、クッション、タオルケットなどは粗大ごみになります。・カップ類、くつした、手袋、ストッキング、水着、下着、布の端切れなどは、可燃ごみで出してください。)
	プラ容器包装	カップ類の容器、ポリ袋、ラップ類、卵パック、洗剤容器、ボトル類、網・ネット類、食品トレイ類、緩衝材類(ハッポウ)、レジ袋、ビニール袋、プリンなどの容器、カップ類、プリン等のフタ(紙製を除く)、プラスチックのフタ類など
	PETボトル	PETマークのついているペットボトル(飲料水、しょうゆ、酒類、みりん、めんつゆ、ノンオイルドレッシングなどの調味料)
	空き缶	空きカン(飲料カン、缶詰カン、スプレー缶など)、お菓子のカン、アルミ容器(スプレー缶は爆発の恐れがありますので、使い切り必ず缶切り等で穴を開けて出してください。)
	ガラスびん	無色透明、茶色、その他のびん(飲料用びん、化粧品びんなど)(キャップ類は取り外してだす。)
乾電池		乾電池、小型充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池など)
リサイクルセンターに持ち込めるごみ	粗大ごみ	上記
	不燃ごみ	上記
	古紙類	新聞・チラシ、雑誌・雑紙、段ボール、牛乳・ジュースなど紙パック(アルミ箔などが貼っていない紙パック)(・新聞紙、チラシ、雑誌、段ボール、紙パックに分別し、ひもでしばる。・雑紙とは、はがき、封筒、包装紙、パンフレット、ノート、コピー紙、レシート、裁断した紙、及び菓子・食品・衣料などの紙箱など)
	古着	上記
	プラ容器	上記
	白色トレイ発泡スチロール	食品トレイ類、緩衝材類(ハッポウ)
	PETボトル	上記
	空き缶	上記
	ガラスびん	上記
	使用済天ぷら油	使用済天ぷら油
乾電池	上記	
収集できないごみ		家電リサイクル法対象品(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫)、パソコン、携帯電話、家庭用消火器、二輪車(オートバイ)、その他(産業廃棄物、事業系廃棄物、医療系廃棄物、農機具、農業用廃ビニール、ピアノ、LPガスボンベ、自動車、バッテリー、タイヤ、薬品、油の入ったもの、危険物、耐火金庫、焼却灰など)

5. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集・運搬計画

収集・運搬は、ごみ処理における住民との接点であり、ごみの排出方法や分別方法及び収集方法によっては、環境や衛生面の影響が大きく重要な部門です。

住民のニーズに合わせながら、今後の社会状況の変化に合わせた効率的かつ環境・衛生面に留意した収集を行い、中間処理を行う施設へのより効率的な運搬に努めていきます。

収集形態、収集回数

家庭系ごみについては、表4-2に示すとおりとし、事業系一般ごみについても現状と同様自己搬入または許可業者による処理とし、回数は随時とします。

なお、可燃ごみの指定袋制については、ごみ有料化検討委員会での検討結果を受け導入を図る計画とします。

表4-2 収集頻度と収集形態の将来計画

項目	収集形態	収集方法	収集頻度	収集車輛 (直接搬入を除く)	収集容器	処理手数料	
可燃ごみ 事業系含む	委託	ステーション	週2回 事業系は週3回	4tトラック車3台	指定袋	1袋50円程度	
不燃ごみ (陶器・硝子屑、蛍光管、不燃物)	委託 直営	ステーション 直接搬入	1回/2ヶ月 リサイクルセンター開放日	2tトラック1台	専用容器	無料	
粗大ごみ	直営	戸別収集 直接搬入	戸別2回/週 リサイクルセンター開放日	1.5tトラック1台 軽ダンプ1台	-	10kg400円	
資源ごみ	びん	委託 直営	ステーション 直接搬入	1回/月 リサイクルセンター開放日	2tダンプ2台	専用容器	無料
	缶	委託 直営	ステーション 直接搬入	1回/月 リサイクルセンター開放日	4tトラック車1台	専用容器	無料
	PETボトル	委託 直営	ステーション 直接搬入	1回/月 リサイクルセンター開放日	4tトラック車2台	専用容器	無料
	トレイ・ 発泡スチロール	直営	拠点収集 直接搬入	2回/月 リサイクルセンター開放日	軽トラック1台	専用容器	無料
	プラスチック製容器包装	委託 直営	ステーション 直接搬入	1回/月 リサイクルセンター開放日	4tトラック車2台	専用容器	無料
	衣類	委託 直営	ステーション 直接搬入	1回/月 リサイクルセンター開放日	4tダンプ1台	透明袋等	無料
	古紙類	集団回収 直営	集団回収 直接搬入	116回/年 集団回収 リサイクルセンター開放日	4tコンテナ車1台	-	無料
	廃食用油	直営	拠点収集 直接搬入	2回/年 リサイクルセンター開放日	1.5tトラック1台 軽ダンプ1台	専用容器	無料
有害ごみ	委託 直営	ステーション 拠点収集 直接搬入	1回/年 リサイクルセンター開放日	2tトラック1台 軽トラック1台	専用容器	無料	

直接搬入：北方町リサイクルセンターにおける収集
拠点収集：公共施設における収集

収集・運搬体制

- A) 自治会等が設置・管理するステーション回収方式を継続します。
- B) 住民ニーズに対応するため、粗大ごみの直営による戸別収集を継続します。

- C) 委託業者と連携を図りながら、迅速な収集の促進を図ります。
- D) 環境面・衛生面に留意しながら、業務の効率化を図ります。
- E) 排出量に応じた負担の公平化と、排出抑制を一層推進するため、可燃ごみ処理手数料を徴収する予定です。

(2) ごみ処理フロー

本町におけるごみ処理フローの将来計画は図4-2に示すとおりです。

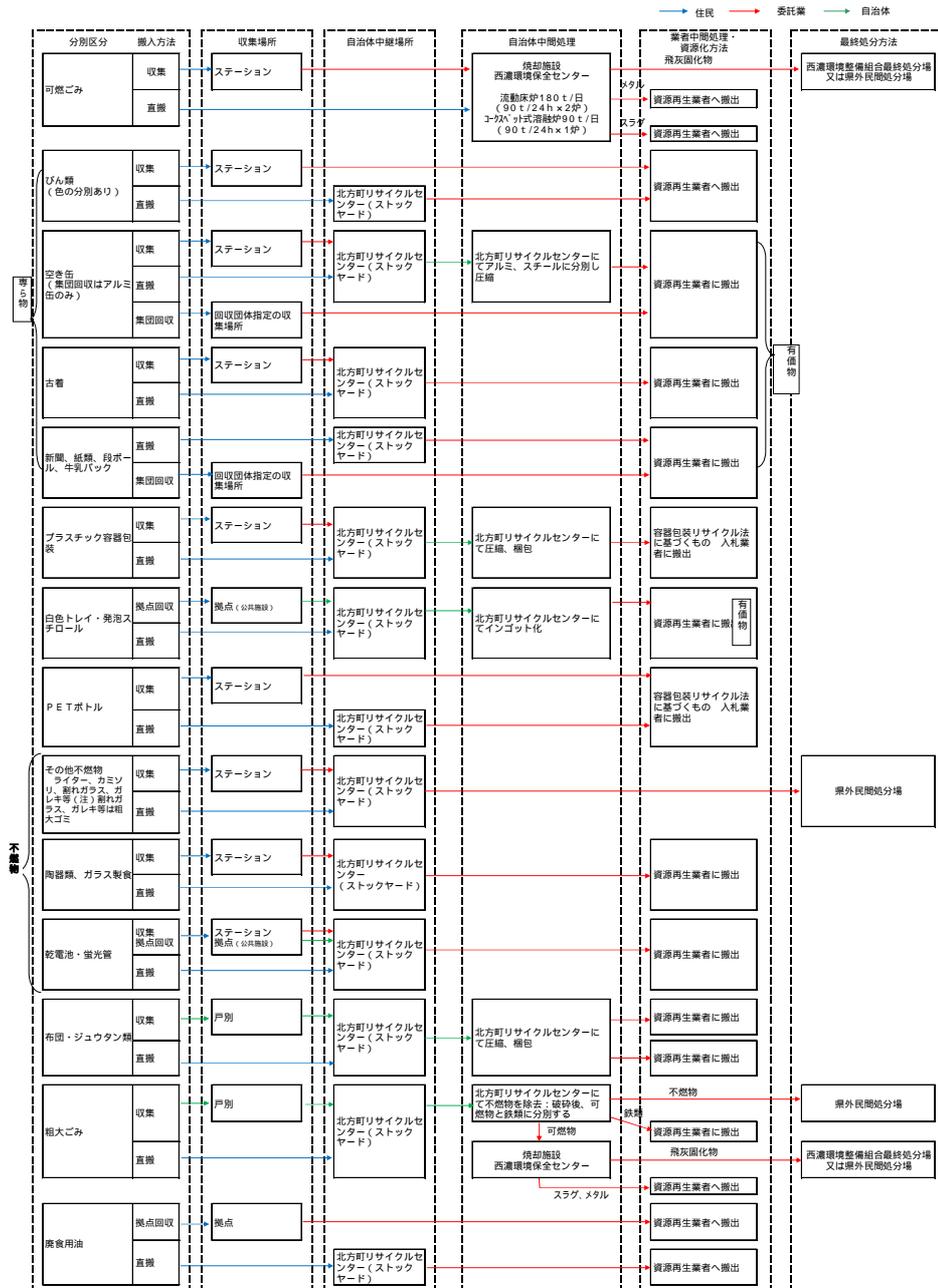


図4-2 ごみ処理フローの将来計画

（３）中間処理計画

中間処理の方法

本町における目標年度の中間処理方法は、以下に示すとおりです。

A) 可燃物

本町から排出される可燃ごみは、現在、西濃環境整備組合の焼却施設で処理しています。焼却施設の１炉については、平成15年度に新炉に更新しましたが、残りの２炉については、今後更新の検討が必要です。

B) 資源ごみ（プラ容器）

収集後、リサイクルセンターにて選別・圧縮した後、容器リサイクル法指定業者に引き渡します。なおリサイクルセンターへの直接搬入も実施します。

C) 資源ごみ（ガラスびん）

収集後、資源再生業者に引き渡します。なおリサイクルセンターへの直接搬入も実施します。

D) 資源ごみ（缶類）

収集後、リサイクルセンターにて選別・圧縮した後、資源再生業者に引き渡します。なおリサイクルセンターへの直接搬入も実施します。

E) 資源ごみ（PETボトル）

収集後、資源再生業者に引き渡します。なおリサイクルセンターへの直接搬入も実施します。

F) 資源ごみ（古着）

収集後、リサイクルセンターにて保管した後、資源再生業者に引き渡します。なおリサイクルセンターへの直接搬入も実施します。

G) 粗大ごみ

リサイクルセンターにて破砕・選別・保管後、資源再生業者へ引き渡し、可燃物は、西濃環境整備組合の焼却施設で処理します。不燃物については民間業者に委託し埋立処分を行います。

H) その他不燃物（ガレキ等）

その他不燃物については、リサイクルセンターにて保管後、民間業者に委託し埋立処分を行います。

I) 乾電池、蛍光灯

乾電池、蛍光灯については、リサイクルセンターにて保管後、資源再生業者に引き渡します。

（４）最終処分計画

本町は一般廃棄物最終処分場を保管しておらず、民間業者に委託しているのが

現状です。最終処分量は減少傾向を示していますが、埋立物はなくなることから今後も最終処分場は必要な状況です。

不燃物については、民間業者に委託を継続しますが、地域内処分の原則や、安定した最終処分場の確保等から、西濃環境整備組合からでる焼却残渣については組合にて最終処分場の整備を実施する予定です。

6. ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) 人口の将来予測

過去10年の実績を元に、将来における本町の外国人居住者を含む人口を予測しました。予測方法は5種類の推計式を用いて行いますが、当計画の人口の予測については、北方町第6次総合計画の予測値を採用しています。

また、計画収集人口は行政区域内人口とし、自家処理人口はないものとした。

表4-3 人口の予測 北方町

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H29	H39
人口	17,262	17,390	17,732	17,806	17,834	17,883	18,249	18,323	18,463	18,488	18,434	18,467	19,650	20,400

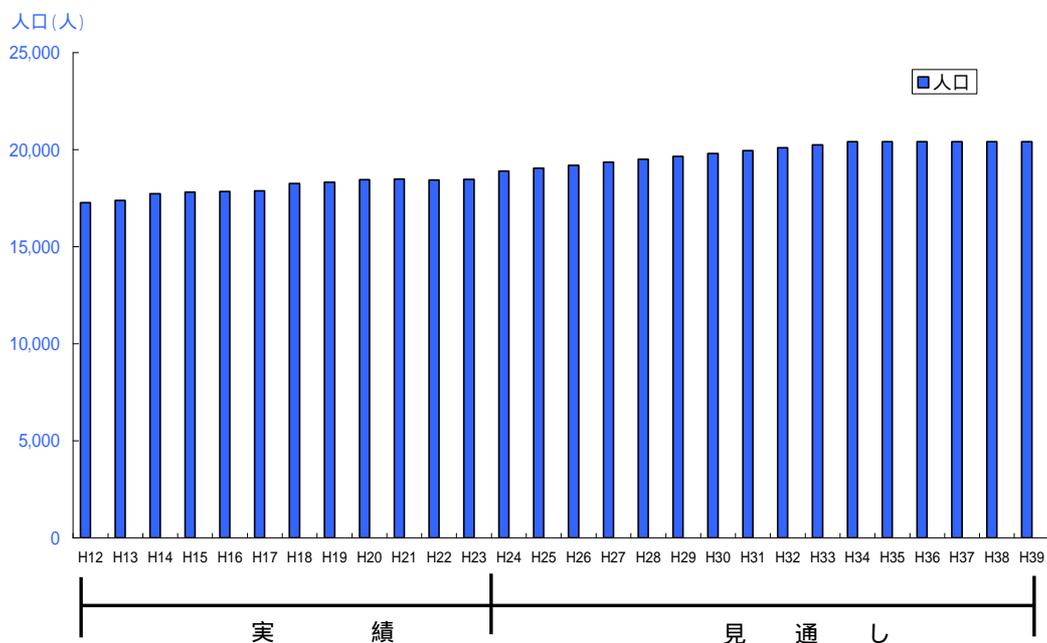


図4-3 将来人口の予測

(2) ごみ総排出量と人口1人1日あたりごみ総排出量の将来予測

ごみ総排出量の推計は、ごみの排出区分毎に、家庭系ごみは1人1日あたり、事業系ごみは1日あたりの原単位量を、過去5年間の実績値（実績がない場合、不明な場合は最大限）から、表4-4に示すトレンド推計式を用いて推計を行いました。排出区分毎の予測は、資料2～資料4に、ごみ処理の実績及び見通しは資料5に示します。

表4-4 トrend推計式

一次傾向式： $y = a + b$	y ：ごみ量
二次傾向式： $y = a + b + c^2$	：経過年数
一次指数式： $y = a \cdot b$	k ：飽和係数
べき乗式： $y = y_0 + a \cdot b$	a, b, c ：係数
ロジスティック式： $y = k \div (1 + e^{(b-a)})$	y_0 ：基準年量

【トレンド推計式の説明】

一次傾向式：トレンドを直接に置き換えたときの推計式です。式の b はこの勾配の値で、 b が正符号のとき上昇傾向となり、 b が負符号のとき下降傾向となる。推計値が少なく出る傾向があります。

二次傾向式：トレンドを放物線に置き換えたときの推計式です。徐々に増加又は減少を示す曲線です。

一次指数式：過去のデータの伸びを一定の比率で増加又は減少させる公式です。増加あるいは減少傾向は急激になります。過去のデータが同比率的な傾向のときにあてはめやすい。

べき乗式：過去のデータの伸びを徐々に増加させる公式です。実績値が増加し続ける条件で、最もあてはまりが良い。

ロジスティック式：増加又は減少傾向を加速度的に伸ばした後、徐々に鈍化させ一定の値で飽和に達する推計式です。

5式の予測式より、5つの推計値が得られます。これらの中から1つの推計値を選定する際に、相関係数が最も高い推計式の推計値を用いる手法が一般的です。

しかしながら、相関係数が最も高い推計式を用いた場合、推計値が実績値からあまりにも乖離してしまう危険性がある場合があるため、予測式の採用にあたっては、過去の推移を反映し、今後の傾向を最も示している推計式としました。

なお、予測の結果、推計値を用いることが妥当でないと判断される場合はその都度状況を勘案し推計値を決定しました。

ごみ総排出量と人口1人1日あたりごみ総排出量の予測は、表4-5及び図4-4に示すとおりです。

ごみ排出量の予測値は52頁「3. ごみ排出抑制のための方策に関する事項」に記載されている「可燃ごみ有料化の実施」を実施した場合の効果を含めて記載しています。

表4-5 ごみ総排出量と人口1人1日あたりごみ総排出量の予測

項目		実績												予測	
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	29	39
計画収集人口	人	17,262	17,390	17,732	17,806	17,834	17,883	18,249	18,323	18,463	18,488	18,434	18,467	19,650	20,400
可燃物	t	6,638	6,932	6,732	6,769	6,450	5,715	5,518	5,213	5,089	5,045	4,968	5,137	4,674	4,168
不燃物	t	104	57	56	46	64	10	19	16	7	4	1	2	4	4
粗大ごみ	t	190	273	252	255	114	260	350	309	292	241	238	221	214	211
資源ごみ	t	567	513	708	736	754	675	769	786	703	681	649	606	762	850
有害ごみ	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	7.3	6.6	5.7	5.9	5.6	5.4	5.4	5.4
集団回収	t	560	649	546	531	441	412	377	336	313	267	242	235	299	320
人口1人1日あたりごみ総排出量(予測)	g/人・日	1,279	1,327	1,281	1,279	1,202	1,084	1,057	994	951	925	907	918	866	810
人口1人1日あたりごみ総排出量(目標)	g/人・日													831	745

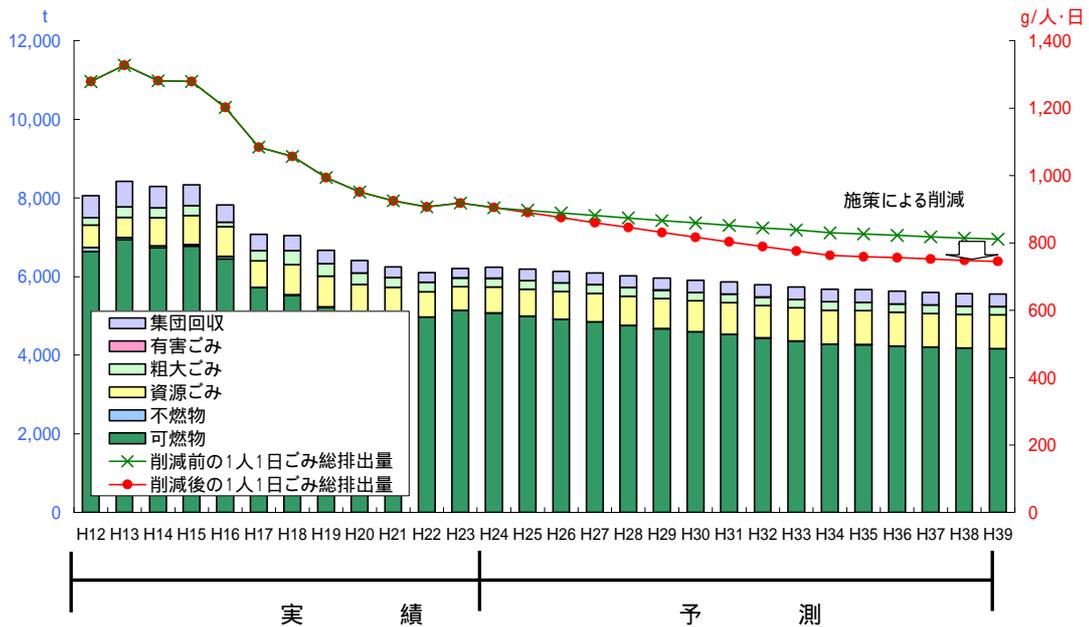


図4-4 ごみ総排出量と人口1人1日あたりごみ総排出量の予測

(3) リサイクル率の将来予測

資源化量の将来予測は表4-6及び図4-5に示すとおりです。

表4-6 資源化量の将来予測

項目		実績										予測			
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	29	39
計画収集人口	人	17,262	17,390	17,732	17,806	17,834	17,883	18,249	18,323	18,463	18,488	18,434	18,467	19,650	20,400
資源ごみ回収量	t	567	513	708	736	754	675	769	786	703	681	649	606	762	850
集団回収	t	560	649	546	531	441	412	377	336	313	267	242	235	299	320
西濃環境施設からの資源化量	t	0	0	0	0	329	321	1,223	1,192	1,087	1,049	996	965	1,093	1,155
北方町リサイクルセンターからの資源化量	t	-	-	-	-	-	806	945	929	830	796	746	707	859	946
資源化量合計	t	1,127	1,162	1,254	1,267	1,524	2,213	3,314	3,243	2,933	2,792	2,634	2,513	3,013	3,271
リサイクル率	%	14.0	13.8	15.1	15.2	19.5	21.7	23.2	23.4	22.3	21.6	20.8	19.8	23.9	27.0

備考：リサイクル率 = 資源化量 ÷ ごみ総排出量 × 100

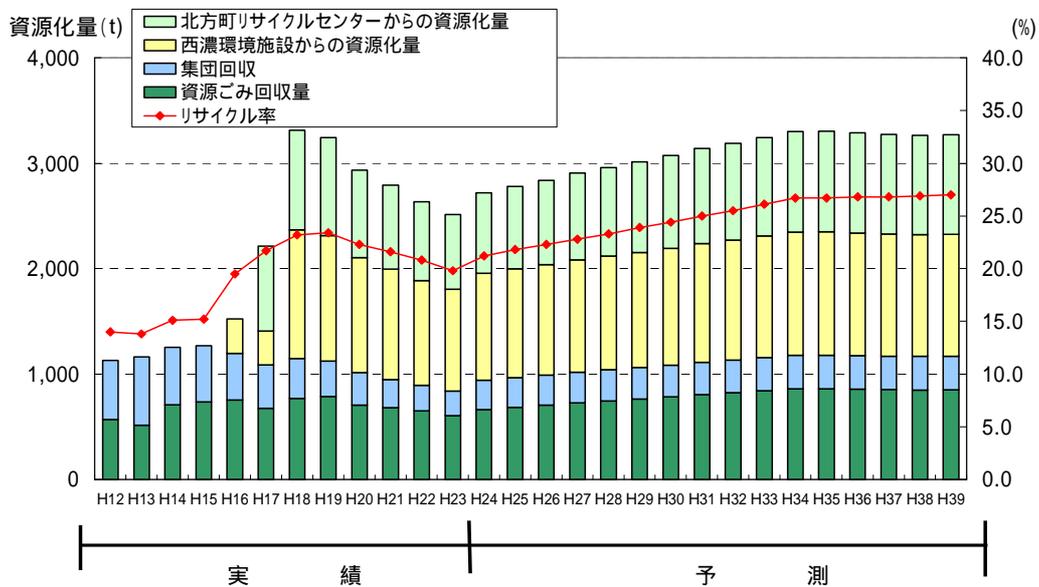


図4-5 リサイクル率の将来予測

(4) 最終処分量の将来予測

埋立対象物は、可燃物の焼却によって発生する焼却残渣、不燃物及び粗大ごみ中の分別不能ごみであり、将来の発生量の将来予測は表4-7及び図4-6に示すとおりです。

表4-7 最終処分量の将来予測

項目		実績											予測		
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	29	39
計画収集人口	人	17,262	17,390	17,732	17,806	17,834	17,883	18,249	18,323	18,463	18,488	18,434	18,467	19,650	20,400
直接埋立量(不燃物)	t	104	57	56	46	64	10	19	16	8	4	1	2	4	4
西濃環境施設からの埋立量(焼却残渣)	t	611	648	635	637	215	210	176	180	154	156	166	159	153	137
北方町衛生センターからの埋立量	t	72	72	63	66	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北方町リサイクルセンターからの埋立量	t	-	-	-	-	-	16	27	25	12	2	5	4	4	4
最終処分量合計	t	787	777	754	748	338	236	222	221	173	162	171	166	162	145
最終処分率	%	10.5	10	9.7	9.6	4.6	3.5	3.3	3.5	2.8	2.7	2.9	2.8	2.9	2.8
平成12年度に対する比率	%	100%	99%	96%	95%	43%	28%	25%	25%	21%	20%	21%	21%	20%	18%

備考：最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ総排出量 × 100

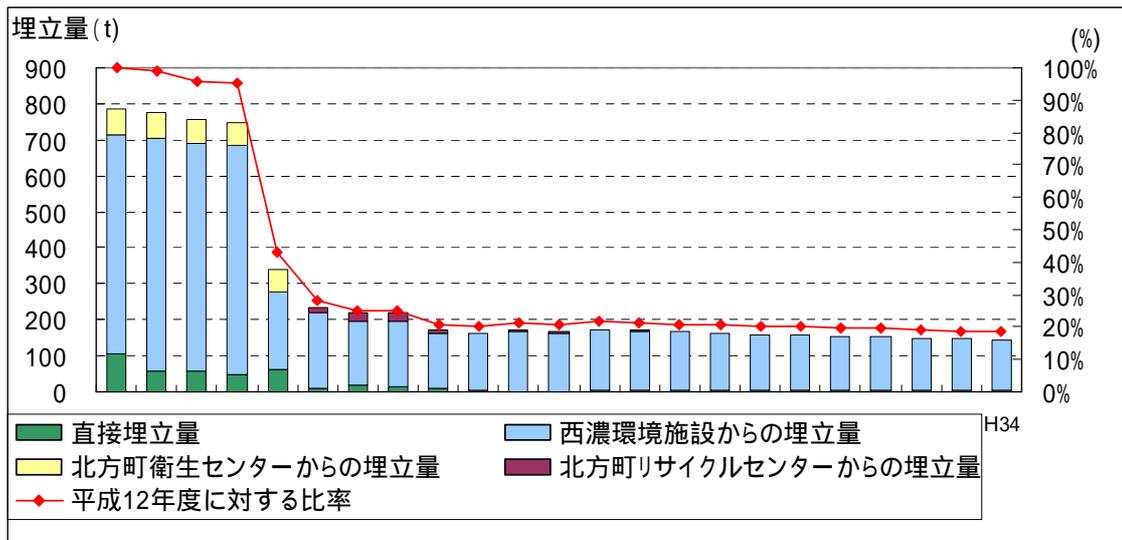


図4-6 最終処分量の将来予測

7. ごみ処理施設の整備に関する事項

現在、本町では、可燃ごみは、西濃環境整備組合・西濃環境保全センター、粗大ごみ・資源ごみは北方町リサイクルセンターにて処理を実施していますが、可燃ごみの焼却灰は西濃環境整備組合に最終処分場がないため、民間委託処理をしています。地域内処分の原則に従い組合にて管理型最終処分場の建設を平成25～26年度に実施する予定です。

8. その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 北方町ごみ減量等推進協議会

本町における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、北方町ごみ減量化等推進協議会の積極的活用を推進します。

(2) 災害対策

本町は、災害時のごみ処理について北方町災害廃棄物処理計画を平成21年度に策定しています。

災害時は、北方町災害廃棄物処理計画に沿って廃棄物処理を実施する方針です。

(3) 不適正排出対策及び不法投棄防止対策

ごみ有料化が実施された場合に、不適正排出について、増加する事が懸念されます。ごみの適正排出適正処理に向けた啓発を推進します。

不法投棄は、違法行為であることや環境の汚染につながることを啓発するとともに、不法投棄に向けた活動や指導をさらに推進します。

また、不法投棄の発生・拡大防止のため、監視体制の強化に努めます。

第5章 計画の推進

1. 地球温暖化防止への配慮

日本における平成21年度の温室効果ガス排出量のうち、廃棄物部門からの排出量は約3%を占めており、そのうち二酸化炭素排出量は基準年（1990年）から比較すると約27.3%と大きく増加しています。

京都議定書により約束された第1約束期間の6%削減と、それ以降のさらなる削減に向けて、今後より一層の“循環型社会形成”を推進し、温室効果ガス排出量の積極的な削減に努めます。

表5 - 1 北方町における廃棄物処理に伴い排出された温室効果ガス排出量

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
温室効果ガスの総排出量 kg-CO ₂	4,252,445	6,111,499	5,193,229	5,376,309	4,143,699
北方町人口 人	18,323	18,463	18,488	18,434	18,467
1人一日あたりの排出量 g-CO ₂	634	907	770	799	613

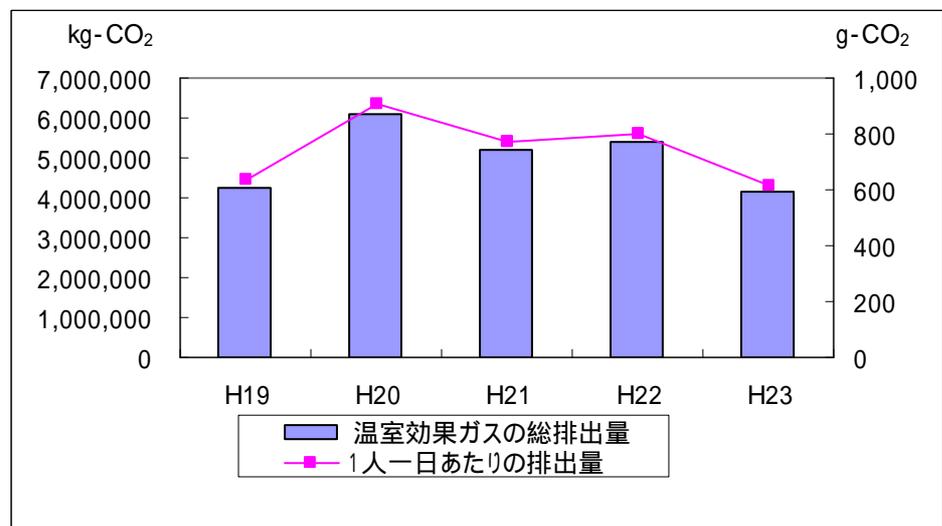


図5 - 1 北方町における廃棄物処理に伴い排出された温室効果ガス排出量

2. 計画のスケジュール

本計画に示されている排出抑制に関する事項のスケジュールは以下に示すとおりです。可燃ごみの有料化を平成 26 年度からの実施、組合保有の最終処分場の建設を平成 26 年度までに実施し、平成 27 年度からの供用開始を目指します。環境教育、減量化の指導、容器包装の排出抑制は随時行い、グリーン購入については現状と同様に継続して実施します。

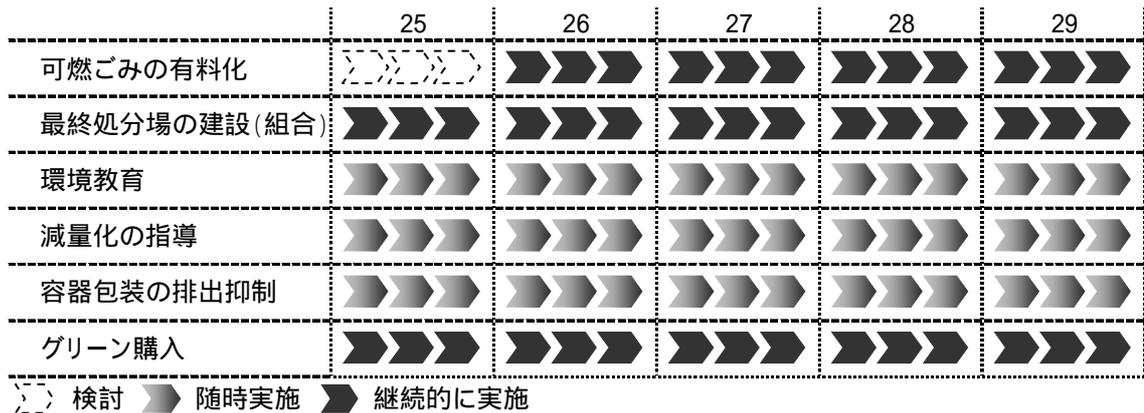


図 5 - 2 計画のスケジュール

3. 計画の推進と公表

本計画の推進には、町民・事業者・行政の協働が必要です。住民や事業者の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、廃棄物減量等推審議会によって進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action)のいわゆる PDCA サイクルで継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。

また、本計画を広く周知するため、ホームページ等で公開するとともに、「広報きたがた」等により情報提供を行います。